# 平成２４年第２回大玉村議会定例会会議録

## 第４日　　平成２４年３月８日（木曜日）

１．応招（出席）議員は次のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| １番　鈴木康広 | ２番　押山義則 | ３番　武田悦子 |
| ５番　鈴木宇一 | ６番　佐々木市夫 | ７番　佐藤誠一 |
| ８番　遠藤文一 | ９番　佐原吉太郎 | １０番　須藤軍蔵 |
| １１番　遠藤義夫 | １２番　佐藤　悟 | |

２．不応招（欠席）議員は次のとおりである。

４番　菊地利勝

３．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた職員。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 村長 | 浅和定次 | 副村長 | 遠藤　武 |
| 教育長 | 押山利一 | 総務課長 | 菅野卓也 |
| 企画財政課長 | 武田正男 | 税務課長 | 遠藤勇雄 |
| 農政課長 | 鈴木幸一 | 建設課長 | 菊地　健 |
| 上下水道課長 | 押山正弘 | 住民生活課長 | 菊地平一郎 |
| 健康福祉課長 | 武田孝一 | 農地再生室長 | 武田好廣 |
| 会計管理者兼出納室長 | 佐々木正信 | 教育総務課長 | 武田伸一 |
| 生涯学習課長 | 舘下憲一 | 農業委員会事務局長 | 本多保夫 |
| アットホームおおたま支配人 | 菅野昭裕 | | |

４．本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・採決（議案第５号～第１１号）

## 会　議　の　経　過

○議長（佐藤　悟）　おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、４番菊地利勝君より欠席届がありましたほか、１１名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　なお、本日、傍聴に菊地徳寿さんほか２名の方がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりです。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第１、一般質問を行います。

１０番須藤軍蔵君より通告ありました「基幹産業としての農業、農地の位置づけについて」ほか３件の質問を許します。１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　おはようございます。１０番須藤軍蔵でございます。議長の許可を得ましたので、通告いたしております一般質問を行います。

震災、原発事故からの対応ということでは、健康と生命、そして空間線量の低減だという、これが大重要だというようなことが所信表明でも述べられ、正にそのとおりだというふうに思っております。そういう意味で、昨日は健康と生命、そして教育の問題について質問もあり、私はそういうことの中から基幹産業である、とりわけ農畜産業についての対応などについてお尋ねをするところでございます。昨日来もいろいろ基幹産業どうのこうのということございましたが、農業が基幹産業だというのは、これは生きとし生けるものすべての生物の命をつなぐという意味でのこれは農業、食料生産が基幹産業でなくて、いったい何か基幹産業だということでありまして、正にそういうものを今、作っているこの大玉村がこういう状態になっているんだという、こういう認識というのは、やっぱりきちっと持っていくという、それの中での対応というのが今、求められているというふうに思うわけであります。こうした中にあって、福島県、国は農地の除染方法など一応は示したけれども、しかし、それはその効果のほどは、これから進めるいわば実証をしながらというのが実態ではないかというふうに思うわけでありまして、とりわけ原発の事故による福島県における農産物の作付等々にかかわってはですね、やはりまだまだ不透明な物があるわけでありまして、これまでも村長は県の復興再生会議の中でも、更にはまた、そのメンバーとして、また、これまでの町村会長としての、そういうリーダーシップを発揮されてきたわけでありまして、現時点においても、そういう役割が内外から求められているというふうに私は思うわけであります。村長もその気持ちと言いますかね、この機に及んできっちりやらなければならないという決意を持っておられるというふうに思います。そういう意味で私の勝手な判断ですけれども、人事においても、そういうことを念頭に置きな

がら進められているのかなと思いますけれども、この福島県の農畜産業に対してのやっぱり進め方というのは、相当村長にも期待もされているというふうに思うわけでありまして、それらに対するまず、取り組みの決意のほどについてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　お答えをいたします。

昨日も申し上げましたが、とんでもないことをされたなということで考えておるわけでありまして、本村は農業情勢が所得がどうの低いのどうのと言っても、基幹産業は農業である。その根本的な考え方はなんだというと、これは命の胃袋の食料品、農産物を生産している。そういうのは、これ基幹産業でなくて何なんだと、そういう位置づけからしても、これは基幹産業である。そういう土地を要するに土壌をはじめ、それから農産物すべてを汚されてしまったと、とんでもないことをされたなと。いろいろこれ原因とかなんかについても昨日もちょっとふれましたが、いろいろと現時点においては中間的な報告でありますが、これはやっぱり国の責任、それから東電の企業責任、これは明らかになってきておるわけでありますし、夏ごろまでには畑村先生の検証の最終報告もある。そうなれば、当然これはそれらについての責任制がはっきりするであろうというふうに思っておりますし、一番許せないのは、私は、この１５日に第一原発から撤退をするという、こういう一幕があったと。これがテレビでも報道され、それから前菅総理が共同通信社のインタビューにも答えている。こういうとんでもない。そういうことで、今の近藤駿介先生がシナリオを描いた。強制避難は１７０キロ、計画避難が今の希望避難が２５０キロ、関東圏域までとっぷり入ってしまう。こういうのが後になって、これを１つの近藤メモとして公にしない。表沙汰にしないというふうなことでもって公文書扱いをしない。こういう経過があったようでありますが、結果的には公文書扱いということで、後世のためにはこれはやっぱりしっかりとそういうものは残しておくべきだべということになったということは、これはやっぱり正しい姿であるなと。そういうことを考えると、いったい国民を何て考えているんだと。これは許せない。そういうことをしっかりと踏まえて、責任を政府なり、東電は果たしていただきたいと、こういうふうに考えております。特にそういうことを現実的にはできてしまって、大玉村に住み続けていかなくちゃなりません。そういうことを考えると、じゃ、いかにすれば良いかということ、最大優先は施政方針の中でもこれは強く訴えさせていただきました。この除染、これを徹底的にやっぱり取り組みをしていく。これが最大のやっぱり我々の責務であるなと。また、行政自治体としての責務であるなというように考えております。そういう意味において、この農業問題の農地の除染はじめ、その他の除染はじめ、そして、あとは第２点には、とんでもないこれ損害を生じておるわけでありますから損害賠償、これをやっぱりぎっちりと先ほども言いましたけれども、責任を果たしてもらわなくちゃならない。そういう面では、やっぱり自治体も前面に出る必要があるなというふうに考えております。３点目には、大切な健康です。今日の新聞にも出ておりましたが、やはりそういうことを最優先として取り組んでいく、そういう我々に責務が課せられている。そういう強い

認識を持っておるところであります。

○議長（佐藤　悟）　１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　力強いご答弁ありがとうございました。そういう上に立って一緒に進めていきたいというふうに思います。家屋、道路等々についてのこれまでの取り組み、除染、それは除染という言葉で一括りで取り組まなければならない課題だというふうに思いますし、農地については昨日来の質問の中でも、実際問題として進める、国の指針に基づいて、そっくりそのままということでは大変だということでの実態に応じてというようなことの状況も生まれてきております。私はこの際、やはり農業人としては、やっぱり今、原発のこの事故は人災だという意味に立てば、やはり今、盛んと新聞等々でも、この作付けを前にして苦悩する農家などという形が何日か踊っているんですけども、苦悩する農家などというのは、とんでもない話でね、だと私は思うんですね。それがなんか当たり前のようになるけども、そういうことではなくて、やっぱり田んぼ、田畑はとにかく全部作付けすると。作付けして百姓ですから、魚捕りが海に行かれないようなものと同じで、これ何も仕事、実際、その後はつぶし利かないわけでありますから、やっぱりこれは作ると。徹底したモニタリングをやっぱりやると。そういう一定程度出たものについては、やっぱり食用外にきちっと回すというようなことでの、いわゆる私は福島型の食管、こういうものをやっぱりきちっとこの当分の間はやらなければ、実際は福島県の農業は、これいろいろあれよこれよ言っても成り立たないというふうに私なりに思うわけでありますけども、そうしたものをいわゆる安心、安全とかとよく言われますけども、じゃ安心、安全でなんだということ言われますけども、安全というのは、物が損傷したりして被害が受ける恐れがないことが安全だということでありますから、ただ単に飾り言葉みたいにちゃちゃちゃと出てくる話とは、安心というのは全くこれ内面的な問題であって、そういう安全を確保するという意味では、やっぱりきちっと科学的に測るということも含めながら、農産物も作っていくというふうに福島県はやるべきだというふうに思うわけでありますけども、村長、そういう点での福島県の農業を考えた場合の取り組みというのを一段と強めていただきたいというふうに思うわけでありますけども、この点についての見解を承りたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　農業人というのは、作付けをして生産をする。これが農魂精神であるわけでありまして、その農魂精神を崩壊するようなことがあっては、これはもう終わりじゃないのか。その起因たるものは、これは政府の進めてきたことと、それから結局東電に責任があるんだと。そういうことをそのとばっちりを大切なこの農魂精神、そして、命の胃袋の生産者に責任転嫁されるようなことがあってはならない。そういうことで、今までも主張してきました。そのようなことで、作付けをして生産することが、農業人、農魂精神なんだと。この崩壊があってはならない。だから、作付けをするんだということで、終始一貫今まで運動してきました。大玉の場合は昨日もるるございましたが、作付けはこれは可能である。若干そこに生産管理うんぬんという個

々の関係が生じますが、作付けは水稲はとりあえずできるということについては、一歩前進であるなと。また、福島県全体としても、やっぱり大玉村の考え方も県を考えるにも全く同様である。したがって、生産をやっぱりさせる。そして、あとはやっぱり市場にじゃ消費者の立場に立てば、健康を害するようなことがあってはなりません。したがって、これはやはりその責任はだれが取るんだと言えば、これは一定の厳重なやっぱり検査体制によって、市場に出回ってならないものは、これはしっかりと買い上げてもらう。そういうふうな構図で、これからやっぱり進めていくという決意であります。

○議長（佐藤　悟）　１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　ありがとうございました。そういう取り組みを一層強めていただきたいというふうに思います。

それから、次に、畜産関係についてお尋ねをいたしますが、この新年度、４月１日からいわゆる基準値が新しくなる。５００から１００、あるいは物によっては５０というようなことになります。これは、それが安全だということではないんだというようなことで、野口邦和先生も何回も言っておりますし、今日の新聞にも出ておりましたが、それは新しい基準値というのは、そもそも安全基準ではなくて、我慢して食べていただける基準だということでありますから、我慢して食べていただくためには、それなりのきちっとした国の責任において測定、こういうものが必要だということを。そして、足りなければなんぼでも増やすのは当たり前だというようなことで言われているところでありますが、今、この畜産関係についても、そういう新しい基準というものが進められようとしていますけれども、まず、今、現時点におけるところのそうした状況というのは、畜産環境はどのようになっているのか、まず、最初に、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　畜産関係、昨日、実は夜も電話あり、今朝も私のところに電話ございました。だいたい私は察してはおりましたが、全く今言うとおり、結論的に言えばね、草、村の土手の草とか牧草をこれは与えることができないような情況下にある。草を与えることができなければ、これは廃業に追い込まれる。これはとんでもないと。そういうことで、これは最終的にどうしても草を与えることができなければ、これはやっぱり先ほど申し上げました。草を続けてもらう必要がある。そういうやっぱり強い我々は決意で運動をしていきませんと、畜産業を廃業に追いやられてしまう。これは本末転倒になります。そういうことで、これから前向きにやっぱり畜産の方が廃業しなくとも済むように、エサがなくて供給できなくて廃業する。こういうことは断じてやってはなりませんから、そういうことはこれは強い運動をこれからやっていく必要があるなというふうに思っております。ただ、現時点におけるまだはっきりしない面がまだあるようでございますから、こういう基準でこういうことになっていると、こういうふうなことについては、事務担当の方から答弁をさせます。

○議長（佐藤　悟）　農政課長。

○農政課長（鈴木幸一）　１０番議員さんにお答えいたします。

牛の飼料関係の暫定許容値の見直しということで、これにつきましては食品の暫定規制値が見直しになった関係で、現在、牛の飼料関係の規制値については３００ベクレルですが、それが４月から１００ベクレルに見直されます。そういった中で、県より飼料の暫定許容値見直しに伴う、いわゆる昨年収穫された牧草、稲わら等の利用判断についてという通知が来ているところですが、それによりますと、まず、牧草については、昨年、モニタリングの検査１点でも１００ベクレルを超えた場合については、当該地域には利用は自粛を要請するということで、昨年の大玉村の牧草のモニタリングの調査結果は４００～７００ベクレルですので、これに当てはまるという内容でございます。また、追加でこの昨年の１番～３番草までについては、各市町村１０点ずつ県でモニタリング調査をするということでございますが、現時点では昨年１００を超えましたので、利用自粛の区域にあります。また、稲わらでございますが、稲わらについては、米の緊急調査が１００ベクレルを超えた旧市町村は、利用の自粛を要請するということでございますので、大山地区については、利用の自粛対象区域でございます。また、１００ベクレル未満検出されたところでございますが、いわゆる玉井地区につきましては、玄米の調査で、いわゆる５０以上出たような玄米農家の稲わらを現在、県でモニタリング調査をして、その判断によって対応するということでなされております。また、これらにつきましては、自主検査、自分で稲わらをいわゆるゲルマニウム半導体で検査した場合は、この範囲でないということで、各個人が自分で持っている稲わらをゲルマニウム半導体ですので、１台数千万円の機械で測れば、利用可能だということでなされております。以上です。

○議長（佐藤　悟）　１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　今、実情はそういうことだと。そのゲルマニウム半導体のもので我がで測って、差し支えなければいいぞと、こういうわけだということでございますが、それは不可能な話でありますから。先ほど係の方に、農家数どのぐらいだいと言ったら、繁殖農家で４０戸だと。それで、酪農で１３戸、あるいは飼育農家で１０戸ぐらいかなというふうな合わせて６０ぐらいですか、近くの方で、これは飼養頭数も大変なものになろうと思います。いずれにしても、今、いろいろるるお話しありました大山地区の問題、玉井、いずれにしてもこれ二重三重にこれ該当してしまう可能性がふだなんですね。玄米測ったら、私そのものも９０なんぼとかというのがありましたから、それだとするとこれ全部当てはまるということでこれ大変な問題でありまして、今、村長からもそういうことではなるようにしたんではだめだという、廃業に追い込まれるようなことはしてならんというようなお話しありましたが、今日は８日でありますから、４月１日からということでありますから、日々エサも食うわけであります、更にはまた、じゃ早く整理するかと言ったって、これ今あるものが簡単に裁ける状況ではないというのも、また、一方にあるわけですね。そういう二重、三重の畜産を巡る大変な状況にあるというわけでありますので、いろいろ段取って考えてみたけれどもだめだったということでは、それは事務とかなんかではそれはそれで済むけ

ども、現場としてはそれだめね。是非これ村としてね責任を持ってエサ確保しろということをひとつ力強い中身をいただきたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　これは憲法の生活権脅かされることなんだね。そういうこと実態になっておるわけでありますから、今、４月からくれるエサがない。廃業をせざるを得ないんだということであれば、これはやっぱり生活権、これやっぱり自治体としては守らなくちゃならん。当然エサの確保は、これは人間もやっぱり食べ物なくして生命維持できませんから、それと同じでありますので、これはしっかりとやっぱり確保するような方向で我々は責務を果たす必要があるなと。そしてまた、当然、それは賠償の対象にすべきであるというふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　ありがとうございました。次に、損害賠償請求にかかわってお伺いをいたします。村は福島原発事故災損害賠償請求相談窓口と、こういう看板を入り口に掛けております。まず、これまでのそれらの相談窓口にかかる状況は、現時点まででどのようなものでありましたか、まず、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤　悟）　住民生活課長。

○住民生活課長（菊地平一郎）　１０番議員さんにお答えいたします。

　昨年まで住宅やその敷地内の除染を業者に発注された方については、経済的な補償ということで、村で助成金を支給いたしております。３月１日時点で９件の申請がございました。農作物の請求につきましては、ある程度早めからＪＡ等が受付表明をしていたせいもありまして、損害賠償請求の相談というのは当課にはなかった。住民生活課のほうにはなかったということなんですけれども。あと除染以外で、自主避難に関するような請求の相談、これについては数件ありました。あと商工観光に関するような損害賠償請求については、商工会がアドバイスをして行っているというような状況にあります。以上です。

○議長（佐藤　悟）　１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　今、住民生活課での掌握しているのは、中身そういうことだということでございますが、特に私はここで農家の方の損害賠償請求というのがなかなかないというようなことについて、本人が請求する気がないわけですから、それはそれでしょうがないと言いながらも、やっぱり相談窓口を掲げているからには、やはり住民の方々にそうしたことに対して積極的に啓蒙する必要があるのではないかと。年金問題を盛んに聞いて年金のとき以降、この住民生活相談室で広報を使ってやられまして、いろいろとなんか自分の証明できるものを持ってきてくださいよというお話しありまして、私事ですが、１６や１７の子どものころの勤めたときのものが、実は後からそれで見つけていただきました。それあと行って手続きするのはそれは我がの仕事でありますが、そのようにして広報で言ってもらって、そこに来て、来たらちゃんと紹介してすぐ分かるような、そういう意味でやっぱり損害賠償というのは、これいろんな意味で大切なものだと思うんですけども、いろいろ実際に進まないというのには、

１つは請求書類が大変だ、あと楽しみでやっているからそのくらいのことはいいんだというような問題、大したお金でないとか、あるいは場合によっては野菜売ったやつはこれは収入にあげていないから、後でどうだこうだなったほうが、そのほうがリスクが多いと言っていろいろとあると思うんですが、大体において面倒くさいと。書類、農業に対する、あるいは風評被害、実害、この書類いっぱいありますね、これ見てるでしょ、これね全部書けなどと言うんですよね、東電は。それは１枚書けば良い話であって難しくないんです。やっぱりそれ窓口ね、東電も相談窓口というのがありまして、その窓口の方は非常に親切です。大玉だって二本松だって本宮だって白沢だっても来てくれよと言うと、来ます。原子力損害相談センターというので、４～５人１グループでで４グループぐらいあります。連絡すれば、こういうことですよ、書き方はこうですよというようなことでね、だからやっぱりそれは先ほど言ったことからすれば、やっぱりそれは当然そういう役割を村としても果たすべきであろうと。これ日常業務やっているのにそっちもということは、それ到底できないと思うんです。したがって、やっぱりそういうものに一定程度精通した農協などということに丸投げするんでなくて、農協は弁護士立てますから弁護士の請求取ります。村なり個人でやれば、弁護士料は要りません。ストレートにやれば、自分の損害は自分で請求する。それはきちっと計算すれば出てくるんですね。だから、そういう難しいことじゃない。下落幅についてもちゃんと東電で、去年はキュウリ良かったからおれはいいからなどと言ったって、福島県がよかったということは、ほかももっと良かったんですね。福島県でできたキュウリ良かったんですから、やっぱりそういうことを遠慮深いというか、隣近所との関係ではそうはいかないんだけど、そういうお上には楯突かないというようなそういうことではないと思うので、やっぱり村そのものがやっぱりきっちりそういう窓口になるべきであろうと。特に私は農業共済の水稲の共済も評価されている方の評価をするという立場もありますが、あのとき例えば昨年で２筆ぐらいしか村外でないのに、一雨降ったらば１０件も２０件も出てくるんですね立札、我勝ちに。それは、損害制度というものはどういうもので成り立っているかということを長年やった結果十分わかるので、やっぱり評価をいただいて、損害を補てんしたいという願いからの当然の話でありますから、これ天災によって、しかも何割の補償という明らかな足切りがある中でもそういう出すわけでありますから、人のせいでなった原発の事故でも出さないなどという話はとんでもない話なんですね。やっぱりやり方が分からないんでないかなというふうに私は思うんですよ。そういう意味での直接の窓口ということで、是非相談に乗るべきではないか、村自体がなるべきではないかということでございますので、これらについてのお考えなどについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　昨年の事故以来、１年にこれ間もなくなるわけでありまして、今までそれなりの取り組みは誠心誠意やってきました。この段になってやっぱり一番大切なことは、先ほど言ったように３点だなと。除染であり、損害賠償であり、健康だなと。その損害賠償については、さっぱり進んでいない。そして、系統的に一応賠償の

請求をするということで進めてきていただいている経過があります。しかし、ここまで来ますと、系統で間に合わない。今、住民が廃業に追い込まれる。こうしたことはやっぱりどうすべきかと、これはしかるべき機関等の決定等を最終的に受けたいと思っておりますが、これはやっぱり一時急場の対策というのは、自治体にある意味においてはあるなと思うんですね。そういうことも考えますと、当然、これは損害賠償関係については、今までも窓口ということで、どちらかというと系統的で進めてきました。系統にやっぱり属さないようないろんな面が出てきます。こういうことでここまで来ますと、本格的な窓口業務と言いますかね、こういうことの責任を果たさなくちゃならんなと。村にも顧問弁護士もおります。また、それぞれの業としているような方々もおるわけでございますから、職員が１から１０まで全部やるというようなことでなくして、企画力を生かす。言うなれば、ここまで来れば、行政がやっぱり住民の盾になると、こういうことが必要であるなというふうに考えておりまして、そういうことで対応していきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤　悟）　１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　ありがとうございました。そういう力強い決意をいただきました。なぜかというと、これむしろ去年よりは今年からのほうが、食の安全に対する消費者の皆さんの目というのは厳しくなると。したがって、昨日来お話しありましたように、風評とか、あるいは有機とか、そういう時限の話でなくて、実害になっているわけでありますから、消費者にもちゃんと伝える、あるいは生産者としてもちゃんと状況をつかむということがなくてはならないから、従って、じゃ５０で良いんですかと実際は出ているという話、私ある量販店のバイヤーの方からも聞きましたけれども、今度はおらほでは５０にして、前から５０にしているそうです。ちゃんとサーベイメーターというんですか、それの機械は買ってやっていると言ったけれども、じゃお客様からじゃ５０だから良いんですかと聞かれたと。そこで、それは黙っちゃったという話でありますから、０をどんどんどん求めているわけでありますから、それに向かっていくということになれば、今年辺りがむしろ去年よりは私は消費者の目が厳しくなるのかなと。また、福島県のものは大変だという、これはある意味生産者からすれば当然でありますが、一方、じゃ買って食べる立場になれば、同じものを並べた場合、それはそうでないものを食べるというのは、それ悪いぞとは言われない、そういう課題だと。いう意味ですね。やっぱりこういう問題はもっとこれから浮上してくるなというふうに思います。この賠償請求にあたっては、何もしないというわけではありませんが、村としても名誉のために言っておきますが、農業委員会もちゃんと耕作者証明書とか迅速に手を打って出してもらっております。そういう意味での窓口対応もなされております。是非そういうものを活用しながら、更に一歩内容が進むように期待をいたします。

次に、住民自治の再構築にかかわってお尋ねをいたしたいと思います。除染等々を巡っていろいろな様々な昨年から新しい取り組みというのが一歩進められてきておりますし、同時にまた、それを巡っての様々な意見もあることは、今議会でも提出され

ているような、ああいう状況もあります。したがって、これ実は両方とも住民も全部被害者でありながら、様々な角度から意見の違いというのもあることも事実であります。こうした中にあって、新しいやっぱり形の住民自治というものが、やっぱり求められるのではないかなというふうに思いますけれども、まず、第１点目には、住民自治とはなんだということ、端的に村長の得意分野だと思うんですけども、端的に考え方をお尋ねいたします。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　要するに住民自治とは何だという、端的に言えばね。これは自らを治めるということでございますから、やっぱり自らの地域を自らがやはり意識を持って、そして、やっぱりきずなを深めて地域づくりを目指していくと、こういう一言に尽きるのではないかなと考えております。

○議長（佐藤　悟）　１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　はい、ありがとうございました。住民自治は、やはり役場、行政ばかりからでなくて、やっぱり双方向で住民の側からも自分の住んでいるところに深く関わるということが、これ一方で求められる、片方だけの問題ではないんですけども、しかし、やっぱり行政の側のアプローチというのが、どっちかと言えばいろんな意味で比重を占めるのかなというふうには思っておるところであります。そういう意味での行政の果たす役割は大きいと思うわけであります。昨今、関西の方のどこだかの市長がああだのこうだのと教育委員会に口出しするは、職員の考え方はどうだとかなどという、そういう勢いいい話もありますが、いずれ、そういうのは、それは住民自治とは全く違う方向で早晩終わってしまうのかなというふうには思っておりますが、この大玉村にあっても住民自治の取り組み、様々な行政を進めていくというううえでも、例えば審議会、様々な審議会がありますね。審議会をいっぱい作ると審議会行政だと。それをやめて今度やるとトップダウンでなんだと、いろいろ行政も大変だと思いますが、しかし、ざっと見てみると１７～１８のこの間もちょっと聞いたんですけども、推進協議会なるものが賃金、あるいは環境、景観、情報公開、行政改革、特別職どうのと、こういうものをずうっとあって、それが１つの役割を果たしてもらいながら、ある意味ではこれらの委員がいわば団体の長なり副のあて職になっているんですね。その団体の意見を反映したものではないんですね。あて職、だからあんまりはっきり言ってどこどこの審議会の議決を得ましたとかと言っても、変わりばえもしないのが出てくるのが中身だというふうに私は率直に思っているんですね。そして、これ公開に付したからなどと言ったって、大した話ではないと思うんですね。やっぱり中身をもっとそういうメンバーが替わったりすれば、中身も若干色合いが濃くなるのかなと思うんですけども、そういう意味でひとつ今回のこういう事態を踏まえて、ひとつ意識改革に進む１つの方法かなというふうに思っておるところであります。

　それから、もう１つは、村長が行政執行の基本方針での総務課所管重点事務事業、これ声高らかに言えば言うほど、なんか実際の実態と乖離が私、率直のところ思うんですね、職員の仕事。村長が我が人たちのことをちゃんと言わなかったらば、それは

おれげだからよくやっているぞと言わなかったら、これは困っちゃうんですね、負の連鎖になるから。それはそれでやっぱり当然でありますが、しかし、そういってもやっぱりきちっとやるという点では、この中身に書かれていること一つひとつがそうかな、本当にそうかなと思う部分が多々最近目につくんですね。それいちいちいちあげつらうつもりはありませんが、２～３言いますと、１つは、病気とかいろんな事情で職場を休まれて復帰されたと。そういう皆さんがきちっとメリハリを付けて、いつ戻っていつどうなったんだかというようなことも必要であろうし、それからもう１つ仕事に向かって、村長のこうした立派な村政執行基本方針を村民の中に具体化して進めるのは、課長さんはじめ職員の皆さんですね。その皆さんがそういう立場で、これ村長のあれを体して村民に伝えるという役割が、いったい本当に果たされているのかなと。つまり、職場においても、やっぱりきちっと村民の目線でと言うならば、目線でものを見る。何を考えているのか分からないようでは困るわけでありまして、やっぱりそういう意味でもひとつ検討を加えていただきたいと苦言を申し上げます。

それから、例えばもっと具体的に１つだけ言うなら、村長の名前を冠したいろんな文書ありますね。呼びかけなり会議なり記念式典なり様々あります。それは、いわば実行委員長であろうとなんであろうと一応は準村の組織の村としての集まりだぞというふうに私は解釈しているんですね。であるならば、やっぱり村民なり、あるいは集まる人の目線でと言うならば、やっぱりそういう改革というのもやっぱり改めて主張していく必要があるだろう。例えば集まりのバスとか、そういうものを利用する場合、どことどこだぞ、私は利用したくとも乗る場所がありませんからいたしませんと、こう書いてやったって、何らそれに対しての対応がなされない、そういうことね。それから、図説大玉の歴史ね、今度いよいよ震災のことも含めてきちっとすると、いよいよできると思うんですけども、長らくできなかった。これいったいどこに責任があったのか。やっぱり適材適所などと言っているけど、本当かなと思うんですね。そういう意味でもこの中身というのは、やっぱり我々も特別公務員でありますから、批判の対象になるのは当然でありますし、お互いにそういう意味では、こういうことを踏まえながらしっかりともう１回振り返って、こういうことについて考えていく必要があるのではないかという面では、副村長どうですかね、何かお言葉あれば。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　いろいろ今質問がございました。やはり私の立場で私は信念として大切なことは、村長としてのやっぱり考え方ね、これやっぱり道しるべ、姿勢というものを明らかにする必要があると思って、施政方針の中でそれぞれ私の意気込みを理念を書かさせていただきました。それの理念と現実にはちょっと乖離があるんじゃないかというふうなこと、こういうことについてはその都度指導していただきたいと思いますが、各幹部職員もこうして聞いておりますから、言うなれば私の姿勢に基づいて補佐をする立場として、そしてまた皆さん方のご指導を賜りながら、自分の公僕としての責任を果たしていただきたいなと。まあ私としては、だいぶ良くはやってくれているなと評しておるわけでありますが、人間やっぱり１００点満点いませんからね。

当然、これはやっぱりいろんな角度がありますので、そうした足らざるところは常に研さん、生涯勉強ということで、職員もこれは心して努力をしてもらう必要があるなと、このように考えておるところであります。

○議長（佐藤　悟）　１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　はい、ありがとうございました。それ以上はそういうわけでありますから言いません。

　最後の質問であります「生活の環境対策について」お尋ねをいたします。これらについても既にこの場で何回かお尋ねをし、そしてまた、それなりも含めて当局の迅速な対応をいただいて、そして、一定の前進が図られ、現地を見るなり、あるいは環境審議会の皆さんにもお出ましをいただいて、一定の成果も上がり、あるいは住民の代表の方々との話し合いなり、そういう場も作られました。大いに前進したところでありまして、これらの点については敬意を表するところであります。その後、しからば現時点までに、どういうことがまずなされたかについてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤　悟）　住民生活課長。

○住民生活課長（菊地平一郎）　お答えいたします。

　住民との協力関係というような中で、昨年については大震災、あるいは原発事故というようなことで、期間が開いてしまったということについてはお詫びを申し上げたいと思います。今後につきましては、必要に応じそういった場を設定していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　ありがとうございました。それでは、私通告してからその後、現地周辺を見られましたか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤　悟）　住民生活課長。

○住民生活課長（菊地平一郎）　お答えいたします。

　畜産関係、養鶏場等、何回か見てはおります。そういう中で１０番議員さんからもご指摘ございました。そういった内容も確認しながら行って、今後の対策等を考えていきたいというふうに思っておりますけれども、保健所と３月以降、保健所等も併せてまして指導していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　ありがとうございました。昨年来は、そういう状況でできなかったと。これはこれとしてそうでありましょうけども、実は私も今年になってからあの周辺、今朝もそうでありますが、大体３０～４０回は毎朝歩いているんですけども、つぶさにというような、本当につぶさに見て歩いているんですけども、鶏屋さんがどうの畜産屋さんがどうのという個人的なことではなくて、実態として河川敷に鳥インフルエンザの予防のためにほかの人は入らないでくださいよと看板、全くそれはそのとおりですが、そこの先はずうっと土手淵ね、ごみ燃やしたり、タイヤあったり、それで見てきましたかと言っているんですね。私今日も見てきているんですね。いっぱいその川にドドッと落ちる話ですから、いっぱいごみ燃やしている。そういうことは、

一般常識としてどうかなということで、私１つはあります。

それから、もう１つは、おびただしい数のカラスですね。これはまあすごいね。あと臭い。カラスについて、私がカラスを鳩だと思えば、神社仏閣にいっぱいいるんだから、それがおっかないなどと思ったことないんですね。これどうだこうだは私今のところ言われませんが、おびただしい数のカラスがいる。そして、５００メートル、１キロ周辺にぐるぐる旋回したり止まったり、ときには低空飛行したり、非常に危険だなと脅威を感じているんですね。それはいったい何に群がっているのか、それをどうすれば良いのかというようなことについては、やっぱり私はその中身分かりませんから余計なことを言ってね、とんでもないことになるとしょうがないから言えませんが、カラスはではどうなんだというようなことも専門家の意見も聞きながら、やっぱり対応というのは必要じゃないかなというふうにも思いますし、それからもう１つ、あそこの業者さん、立派な方、両方とも、相当の経歴の持ち主でもおられますし、何とか運用なんというのを売ってね盛んに頑張っておられる。だけれども、その臭いなり、そういうものだけは、地元に還元していただく。こういうことでは相成らんというふうに思うんですね。最近、去年からですか、何百人か住まわれた方の中からも、なんだかおらなんか晩方になると臭いするんだよねと、直接聞きましたが、なんだべななんていって、それは話にしませんが、そういう話も実は出ているんですよね。やっぱりそういう歴とした皆さん方ですから、村としても数値目標を設定して、きっちりとそれ詰めないと、そういう立派な皆さん方には対応できないというふうに思うんですね。保健所と相談として、３月過ぎでずうっと過ぎたらなどと言ったんでは、

○議長（佐藤　悟）　１０番議員、質問時間を打ち切ります。

○１０番（須藤軍蔵）　はい、ひとつよろしく対応をお願いします。

（不規則発言あり）

○議長（佐藤　悟）　昨日の場合はきちっと質問しますということで終わったんですが、今、途中で終わったような格好になっちゃっているから私一応打ち切ったんですが、村長が答弁やりたいというんでは、村長の答弁お願いします。村長。

○村長（浅和定次）　これ私もあそこは見ておりますから分かります。担当課長から答弁のとおりでありますが、これはやっぱり一番大切なのは、地域住民力にやっぱり行政が責任逃れというのではありません。最後は、地域住民力。そして、あと行政もきちっとやる。あとは指導機関もやるということで、三者でもってこれは徹底をしないと、じゃ、法的に我々縛るなら縛ってみろと、こういうふうに開き直られるんですね。先ほど立派な方と言いましたが、結局そういうことになってしまうんです。じゃ、なじょにでもしてくれたらいいべと。で、どこがどうなんだと、こういうことになってしまうと、これはやっぱり問題解決にならないんです。だから、地域のやっぱり住民力と、それから役場と、それから指導機関と、そしてやっぱり徹底して指導しかないんですね。廃業に追い込むというようなことにはいかないんです。あと今、臭いするからカラスがどうかだと言ったって、具体的にじゃやれるならやってみろ、好きにやってみろと開き直られちゃうと、なかなかこれちょうどしないんです。だもんですから、

そういうことで、やはり地域の住民に迷惑のかかわらないように、三者でもってより一層の努力をしていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　以上で１０番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　ここで暫時休議いたします。再開は午前１１時０５分といたします。

（午前１０時５０分）

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　再開いたします。（午前１１時０５分）

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　８番遠藤文一君より通告ありました「役場庁舎の耐震について」ほか４件の質問を許します。８番。

○８番（遠藤文一）　８番遠藤文一であります。これより平成２４年３月定例議会における一般質問を行います。

はじめに、役場庁舎の耐震性について伺います。早いもので東日本大震災から早１年を過ぎようとしております。東日本大震災にも耐えたこの庁舎、村長の見通しのとおり、震度５．３にも耐えた事実は否定するものではありませんが、当時、庁舎内にいた方々の心境察するに余りあります。村長もその１人のようでありましたので、当時の状況、あるいは心境を聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　昨年の３月１１日は、定例会の最終日だったんですね。例によって私のいつものような椅子にかけておりまして、当時の正副議長、４委員長が６人おりました。そのうちにガタガタ揺れ出してきましてね、外を見たらば西からものすごい雪が横殴りになっている。だから、要するに西からの風が吹いていたんだね。そういう中でガタガタガタ揺れてね、私はこれ自分のところにいて天井大丈夫だと思ったからずうっと庁舎の天井を見たの。これ波を打っているんだわね。頭によぎってね、職員おりましたので、お腹の大きい職員もいたものだから、あのちょっと机の下に潜っておれよと、私こうやっていたんです。それで、いよいよもって役場庁舎もここで決まりかなと思ったのね。ところが、なんぼでも揺れが止まらない。職員もわさわさ皆、だから、皆やっぱり机につかまって、わきとかなんかにやっぱりいたんですよね。で、私のところにいた方も、あらかたは外の戸を開ける方もいればね、あと今度は事務室のほうになんというような方もいてね、ただ、私はこれ天井見たらば落ちてくるようなものないと思ったから、自分のところにドンとして見ていたんです。ひどかったね。決まりかと思った。そうしてしばらく揺れて、そして、今度は収まったと思って、あと今度は正副議長、常任委員長と話し終わって帰った後、私は全部下こう見たんですずうっと。サッシ開かるかどうか。全部開かるんだね、閉まることもＯＫと。２階に来てまた２階見たんだこれ。そうしたら、ここんとこのガラスこれね、仕切の。それとここ割れたんです。あと外は全部梁と柱のようなところが離れたところはないと。サッシは皆バンバンと。それから、外に出て外回りも見たの。素人の目だけどね、後

が心配だから。こういう後には余震が来るということだから。そうしたら、外回りも大丈夫なんだね。壁落ちているところもないんです。これはやっぱりこの庁舎は、これは生き抜いてきたんだから、これは大したもんだなと、これはやじろべえの原理でもって揺れに揺れたけれども、また、元にピシッと収まったなと。実質はガラス３枚くらいだなと、まあそういう状況でね、役場つぶれたのでは、これすぐ造らなければならないからね。あと今度はその後、かなりの余震が続いているんです。これからの余震が心配だと思って、かなり大きい余震もあったんです。そのときも私は役場にいたったんです。かなり大きいなと思って。今度そのあいつでやられるんじゃないかなと思ってずうっとこう見ているんですが、これもちゃんと耐えているんですね。いよいよもってこれは、これから指数問題とかそういうことありますが、論より証拠で５.３に耐え抜いてきたという、これは事実、大した庁舎だなと。昭和３７年の１１月１０日にここに移っているんですから、今年は昭和で言えば８７年ですか。１１月１０日で丸５０年、これは半世紀生き抜いてきた庁舎なんだね。まだまだ大丈夫だね、これこの分では。まあそういうことで、とにかく耐え抜いてきたというのは論より証拠のこの庁舎であると、そんな感じを持っておるところであります。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　ただいま答弁もありましたが、改めて伺いたいと思います。大震災において５.３、その後も何回ともなく余震があったと、あるいはそれ以外の小さいものを含めても大変な余震があったと。あるいは余震でなくとも地震があったと。でも、それに耐えてきたと。だから、今後も５.３程度の地震には耐えられるというような認識なのか、伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　地震にもいろんな対応があると思うんです。１種類ではないと思うのね。だから、これ絶対ということは神様でないから、こういうことは言えないね。ただ、私が言えるのは、先ほど言ったように、５.３に耐えて、その後のかなり大きいのにも耐えて、これは数え切れないくらいありますね。その後どこか変わっているところあるかというと、変わっているところはない。その事実を申し上げたわけなんです。今後も恐らく相当期待はできるんだろうなということで、絶対というのはこれ言えないね、神様でないから。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　なんかその辺が一番心配するところでありますが、とにかくまあ大丈夫であろうというような認識のようでございますが、質問する立場からすれば、そういうことでないから質問しているんでありますが、まあ後ほど伺いたいと思います。現在もこうして役場庁舎として利用しておりますので、いつ何があっても職員はもとより、庁内にいた一般村民の安全確保は当然の義務と思っております。想定外でしたは、もうありません。地震に対する庁舎内の初動体制、あるいは安全マニュアルについて、どのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えいたします。

昨年度の震災には耐えたということではありますけども、今後、２４年度予算において、役場庁舎の改修を考えております。その中で例えばこのぶれ、筋交いでありますとか、こういうものを更新するとか、追加をするとか、そういう形で改修の中で安全対策を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　ちょっと質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、要するに職員、あるいは庁舎内にいた村民いたとすれば、地震だったときに、それをどのようにして安全確保するための初動体制、職員としてそれぞれが初動体制こうするんだ、ああするんだという、そういう安全確保の初動体制、そして、村民誘導等の安全マニュアルをきちっと持っていますかどうかと、それについて伺ったんです。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えします。

防災計画の中でのそれぞれ各所管の役割がございます。そういう役割に基づいて、当然避難誘導係とかいろんな係がございます。それに基づいて、適正に実施していくというふうに、そういう計画を持っております。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　例えば役場の出入り口等々ありますよね、それぞれ。だから、具体的に大ざっぱでいいから、こういうふうにして、ここの人は村民がここにいたらこういうふうにして移動するとか、あるいは職員はこっちに避難するとかここから出ていくとか、そういった職員の行動のスケジュールというか、そういうのをきちっとできているのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えします。

そのときどういう災害が来るのか、どのぐらいの例えば震度５クラスの地震が来るのが、それによっては例えば窓口の職員がいきなり外に誘導するというのも、これも危険ということもありますし、その災害の程度と言いますか、それによって柔軟な避難をしていく、避難活動に住民の方がいれば、そういうふうな活動をしていくというふうなマニュアルで対応していきたいというふうに考えておりますので、個々それぞれこうすればこうなるというものではなくて、その大きさによってそれぞれ臨機応変な柔軟な避難誘導をしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　私の質問の趣旨は、要するに職員も我が身を守るための初動体制きちっとできているかどうかのマニュアルどおり、こうなるときには自分の身を守るんだからこうするんだと、あるいはそのときに村民がいたらば、村民はここの人、ここの人、そこの近くにいた人がきちっと責任を持って誘導して安全を確保するんだというような、そういうマニュアルがきちっとできているかどうかということを私は聞きたいのです。要するに今度の震災でいろいろテレビなんかで見てみますと、そういっ

た１つの想定、訓練等々をしておったところが、非常に生存率も高かったというか、事故数も少なかったというようなことを聞く度に、やはり大玉村の役場庁舎の中にあっては、その心配ないと思っても、やはり常にマニュアルをきちっと作って、そして、訓練をすることによって安全を確保するという考えも必要なのかなということでの意味での質問であります。そういうことであれば、そのように対応していただければというふうに思っております。

昨年の３月定例議会においても、役場庁舎の建設の是非について伺いました。震災前でありましたが、役場庁舎、これは改修の必要性はあるよと。教育施設とか、そういうものを全部やって最後にやります、補強補修をやることは間違いないと、最小の経費で最大の効果を考えておりますというふうな答弁でございました。今年度の当初予算で庁舎内改修工事費として予算計上しておりますが、耐震改修という観点から構造耐震指標値、あるいは耐力度点数はどこまで改善されると考えているのか。あるいはまた、どこまで改善しようとしての改修なのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えいたします。

耐震のＩＳ値をどこまで持っていくのか、あるいはその耐力度点数を何点まで想定するのかというような、そういう改修ではなくて、天井とか壁、それから床等についての改修を今回予算で予定しているものであります。その中で古くなったブレスの交換とか、あとは間に壁とか天井の補強が必要なものについて、その改修の中で今回、耐力度も上げていくというようなことであります。以上です。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　これだけの地震に耐えたこの庁舎であります。そして、それから余震、そのときにいくら余震があってもこうして耐えているんだから大丈夫だというふうな見方をするか、震災で多少なりとも痛手を負ったと。そして、その後の余震でまた多少なりとも痛手を負ったとすれば、以前の耐力度調査した以下になっていることは想像つく話であります。これ私素人でありますから、どうのこうの言うつもりはございませんが、素人だって、しかし、そういう考えは当然あるだろうというふうに思っています。少なくとも去年の３月１１日の震災後の直後と同じような状態であるとは思えないのであります。であるならば、改修するのも結構でございます。まず、改修するためには耐力度調査、あるいは耐震ＩＳ値をどこまでにするかと、まず、それが基本であり根本であろうと思います。それなくして、天井だの壁改修したって意味がないと私は思います。ですから、改修にあたってはまず耐震診断やって０.６以上、あるいは０.７以上のＩＳ値、あるいは耐力度で少なくとも５,０００点以上は当然、そういう数値をきちっとした基礎的な数値のもとの改修、これをやらなかったら、いくら改修しました、安全を確保しましたといったって、万が一のときには説明つきません。我々だって、その責任は十分あるはずなんですよ。だから私は言っているんです。だから、改修は結構でございます。最小の費用で最大の効果を上げましょう、それも結構です。しかし、安全確保するだけの数値的基礎根拠がなければ説明がつきま

せんので、そういうように改修するならば、それがまず第一。それから天井なり、壁なり考えていただきたいなというふうに思っております。そこで、私は、早々に役場庁舎の新築を提言します。もちろんスマートコミュニティ、格好いいことを言っちゃうかもしれないけど、このスマートコミュニティ構想を確立しながら、そして、役場庁舎の新築を提言いたしたいと思います。庁舎は先ほど村長も言われましたように、築後５０年であります。私は基礎からの問題であり、寿命というものもあろうというふうに思っております。村長の言っているように、教育施設等々全部終わってから役場庁舎をやるんだというものは、村民受けは確かに良いかもしれません。しかし、村民が、実は村の耐震指標はこうでしたと、耐震度はこうでしたと、それを万が一分かったうえで、そしてまた何かあったときに、それでもなおかつ村長はやっぱり大したものだと言えるかどうか。村民が言うかどうか。少なくとも私は、それが分かったら、やはりそれは違うんじゃないのいうことになっちゃうんじゃないのかなというふうに思っております。だから、村民がどう言おうとこう言おうと、とにかくここの庁舎内にいる人の安全をきちっと確保するべきが当然だというふうに私は思っています。そこで、役場は最後で良いということで言っておりますが、最後にじゃどういうふうに安全確保するんだというと、今言ったようにＩＳ値をここまで上げるんだとか、耐震度をここまで上げますよというような状況でないから、なお私はここのところだけはきちっと言っておきたいなというふうに思います。今年の１月２３、２４日の新聞２社が東西地震計の試算として、マグニチュード７級の首都圏直下型地震４年以内にと、７０％の確率というふうに報じております。これは昨年９月時点でのデータを基にした試算で、最新のデータに基づく京都大予測では、５年以内に２８％に下がっているとのようであります。記事の中である人は、阪神淡路大震災の最大の教訓は、建物の耐震性が人々の生死を分けたと言っております。また、ある人は４年以内の地震の確率７０％と聞いても嫌だなと思っただけかもしれないが、何人かは備えるために何かしなければと思ったはずだと、その割合が次の地震で無事な人の数を決めるというふうに言っております。また、別の人は、試算の確率などは８％でも７０％でも起きるときは起きると、０％以外はいつ起きてもおかしくなく、確率が小さいとも侮らず、大きければもっと侮らずと言っております。どのような社会情勢だろうと、自然災害はいつどうなるか予測がつきません。今朝の新聞でも首都直下型地震の震度７となる可能性などという報道もありました。ですから、防災上、見直しの必要があるというふうなところも出ているような報道でございました。放射能汚染、除染、除染というこういう時期に、なぜこのような質問をと思われるかもしれませんが、村民の理解を得るためには、現実に基づく説明、そして、時間も必要であります。だからこそ、私は今、議論すべきと思っております。今年度の改修予算額７,７００万円余りの改修工事が無駄にならないように、責任を持って最小の経費で最大の効果を上げる、そして、村民や職員の安全を確保していただきたいというふうに思うからの質問であります。よろしくお願いしたいなと思います。

次に、ホールボディカウンターの検査状況と結果について伺います。既に広報、あ

るいは諸般の報告、昨日の答弁にもありましたので、その検査、実績、あるいは結果については、後ほど担当課長より書面でいただきたいというふうに思います。

次に、本宮市への委託料金とホールボディカウンターの検出下限値をどのように設定されているのか伺います。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（武田孝一）　８番議員さんにお答えいたします。

委託料につきましては、妊婦２,０００円ということで、３月３１日までの分については、そのように契約しております。４月１日以降については、再度協議をする予定になっております。

検査値の出た結果についてでありますけれども、１月３０日から２月９日までについては、急性被曝量が５０年間でどのように内部被曝を与えるかという、そういう計算で検査が行われております。原発が爆発して放射線が拡散した。そして、汚染されたものを食べたと。その瞬間の体内に取り込まれた放射性物質が５０年間にわたって体内にどれだけの放射線を与えるかというのがこの預託線量と言われるもので、そういう検査を行いました。その結果、１ミリを超える対象者はおりませんでした。県の線量を測る基準も変わりまして、２月２２、２３日の検査については、慢性期の被曝検査の測定を行っております。これは５０年間どうのこうのではなくて、現に放射線が中にとどまっているかどうかということのみの検査になっておりまして、５０年間の評価をするものではございません。そういう方法で今後も行われると。慢性期の被曝線量という格好で、今後は実施されるというふうになっております。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　要するに妊婦については委託料を支払ったと。ですから、保護者、あるいは就学前の子どもに対しては無料というふうな理解で良いのかどうか、その保護者の関係についても。あるいは中学生もやったという、やらない、これから、じゃそれらについての料金についての説明を願いたい。

それから、おれの聞き間違いだったかどうかしれませんが、確か３００ベクレルを下限値として検査していますというふうな話を聞いたの。要するに現在、どれだけ被曝しているかというふうな数値を示すということで、その下限値はいくらだといったら３００と、こういうふうな話だったので、その辺についてもう１回伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（武田孝一）　８番さんにお答えいたします。

委託料につきましては妊婦のみでございまして、あと実施したのは４歳以上の未就学児とその保護者、それから高校３年生について検査を行っております。

機械の設定上の検出限界値は３００ベクレルでございます。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　測定器の測定下限値３００ということについて、まず、この対象は違うかもしれませんが、ご案内のとおり４月から牛のエサでさえ１００ベクレルと、

あるいは住宅等々に使った採石でさえも１００ベクレル以下を流通させるんだというふうな話でございます。全くこれは次元の違う話かもしれませんが、そういう状況の中で、人間の被ばく量下限値が３００ベクレルというのは、私にとっては理解できないんですよね。今後もそういうふうな状況でやっていくのかどうか、もう１回伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（武田孝一）　今後もそのような設定になると思います。現在の測定機器、これベクレルをいくらでも低くできます。できますけれども、外部の環境に左右されてしまうんですね。例えば２００とか１００とかというふうにすると、外部線量が高くて影響を与えてしまう。したがって、そうなると、更にその測定値の正確性というのは問われるということになりますね。現時点では、本宮市で設置した機械につきましては、外部線量を０.１マイクロシーベルト毎時というような環境下で測定を行うと。これについては、福島県のどの機械についても３００ベクレルというような設定で行うというふうに聞いております。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　それぞれホールボディカウンターの検査をされました。この実施したということについて、実施した当事者はもとより、そういう情報を聞いた村民の方々が、これに対してどういうような反応があったか。要するに関心度と言いますか、ホールボディカウンター内部被曝線量を測るという、検査するということに対して、どういう村民の関心度、どういうふうになっているというふうに認識しているのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（武田孝一）　８番さんにお答えいたします。

受診率とかね、それから問い合わせの状況、短期間にあなたの場合はこの日の何時から３０分の間の受付ですよという格好でやりましたが、ほとんど交換なく、予定の変更なく受けていただいたと。受診率、それからそういった行動を見ると、非常に関心は高かったというふうに感じております。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　結果はともかくも、とにかく関心を持ってそれぞれ村民も健康管理できるような、やはり情報の提供等々を十分にやっていただきたいなというふうに思っております。

先日の新聞で県は、県ホールボディカウンター検査連絡協議会を設立し、結果の評価方法、機器類のチェック、作業手順を統一することで検査の信頼性を高める。また、県と市町村の検査スケジュールの調整、情報の共有、課題の検討にも取り組み、効率的な作業につなげるとのことであります。そこで、大玉村では、これらとどのように関われるのか伺いたいというふうに思います。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（武田孝一）　８番さんにお答えします。

ホールボディカウンター、平成２４年度でも新たに購入する自治体がございます。病院等もございます。今の段階で県の方では、今年度１２月あたりの時点の考え方だと、それぞれ全県の機械をどういうふうに使うかという検討に入っているようです。したがって、それらについては当然県が全県民といいますか、中通り、それから避難地域の方々、それから中通りの全県民を対象にしてやるスケジュールを作るうえで、その機械を保有している自治体の調整をやるというふうなことだと思います。それから、今出たように、バラバラな検査では、福島市の検査結果と本宮市でやった検査結果、これが全然違うと、それでは評価ができないということで、さっき言ったベクレル下限値をどうするかということ、それから評価の方法ですよね、機械も様々入っていますが、同じシステムの機械ではありますけれども、標準キット、その他のそれぞれ違うメーカーが違えば変わってきているんですけれども、そういった調整については、当然持っている自治体というふうになりますけれども、スケジュール等については、当然、村としても県の方にどういうスケジュールになっているのか、うちの方も学校単位でやれるのか、そういったことについて十分協議にというか、県の調整に参加していきたいと、このように考えています。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　要するにホールボディカウンターを持っている市町村だけの連絡協議会、そこで、その方々だけが情報を共有し、市民、村民にまめな対応をしていると。だが、その情報が入らない大玉村では、ホールボディカウンターで何人かそれ検査しているけど、情報が入ってこないからだめだったとか、分からなかったとかということにないように、要するにホールボディカウンターを持っている市町村と同じような情報を共有するような努力はしていただきたいというふうなことでございますので、お願いしておきたいと思います。

次に、今後の計画について伺います。これも先日の新聞記事ですが、内部被曝検査、低線量で誤差との見出しがありました。本来は高放射線レベルの内部被曝検査を想定して製造されているが、現在の検査では検出下限値に近い放射線量を測定するのが、実情だと。そのためか信頼性が確保できない自治体もあり、検査精度を向上させる必要があるというような県の担当者のコメントもありました。そこで、村で実施している内容について、どのように認識しているのか。要するにホールボディカウンターについて、これはもう県内でも大丈夫なんじゃないのかと、そういうように聞いたと。で、この数字については、ある程度信用しても大丈夫だよというような認識の下で委託しているのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（武田孝一）　８番議員さんにお答えします。

検査機器は様々ありまして、それから、いわゆるバックグラウンドの条件等もあります。私のほうとしては、本宮市に委託してやっていますが、様々な調整しながらやってきました。そういう点で、うちのほうで実施した時期の検査データについては、信頼できるものだというふうに考えております。むしろ最初のほうの県のほうの検査

の中身のほうがばらつきがあったのではないかというふうに考えていまして、比較的数値としては信頼できるものだというふうに認識しています。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　今後についてでありますが、本宮市との協議で、どのような日程スケジュールになっているのか伺いたいと思います。また、県の機器で実施するとすれば、見通しとしてどういう状況なのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（武田孝一）　８番さんにお答えします。

今後につきましては、県の機器につきましては３月いっぱい、年度内につきましては警戒区域、避難区域、これらの皆さんについて先行してやっていくと。それから、福島市、田村市等の比較的線量の高い地区の児童生徒を中心にしてやるということで、おおよそ避難しなければならないとか、そういうところについては、年度内、３月、今月中には県のほうでも一巡するということになって、これからのスケジュールについては、まだ示されていないんですね。そういう中で、村としては県所有の車の運行がどうなるのか、それから本宮市との関係でどういう日程を組むのかはこれから協議するんですが、いずれにしても１８歳未満の児童生徒についてはお盆前後をめどにして完了したいなと、一巡させたいなというふうに現時点では大まかでありますが、そういうスケジュールを描いております。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　相手があるゆえになかなか確定できないそのスケジュール、計画予定かとは思います。でも、やはり村民がやりたいと、検査したいと言う人がいるからには、それにきちっと対応すべく努力をしていただきたいなというふうにお願いしておきます。

次に、新学習指導要領に関して伺います。小学校では、新学習指導要領による１年が経過しようとしております。週１～２時間授業時数が増えたようでありますが、それが原因かどうか、ベネッセ教育研究開発センターの調査によれば、公立小学校の教員の４０％が、児童の学力格差が大きくなったと答えているそうであります。そこで、本村の小学校では、どのような傾向になっているというふうな認識なのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　教育長。

○教育長（押山利一）　８番議員さんにお答え申し上げます。

２３年度４月１日から新要領に変わったわけですが、大玉の場合には、その２年前から、ですから２１年、２２年と前倒しでその１週間に１時限増える分について学習を行ってまいりましたので、準備期間もあったということで、学校のほうからはスムーズに新要領の方に移行できたというふうに考えておりますので、それによって格差が生じたと、大きくなったというふうには報告は受けておりません。以上です。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　次に、２６％の教員が授業についていけない生徒が増えたとか、国

語は４２％の先生が、授業が計画より遅れていると。あるいはその理由として、内容や教科書の分量が多いが６１％、算数は児童間の学力格差が大きいと７１％だそうでありますが、本村ではどのように検証されているのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　教育長。

○教育長（押山利一）　再度お答えいたします。

大玉の場合には大玉学園ということで、２つの小学校が横の連絡を取りながら学力向上委員会、そして、カリキュラム委員会ということで、中学校、小学校、幼稚園の先生も入って、それぞれ年何回も検証をしながら、それぞれの学力の状況等についても話し合いをしておりますし、研究授業等を積極的に各教科すべて研究授業をするというようなことも繰り返し行ってきておりますので、一般的なそういう全国的な傾向ということ、全然無縁ではないと思いますが、際立って大玉の場合には、そういう問題が起きているというふうには認識しておりません。以上です。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　今の答弁ですと、今度の答弁も分かってきそうなものですが、調査したそのセンターでは、遅れを取り戻すため進度を速める傾向があり、授業を理解できない子が増える可能性があるとしておりますが、大玉の小学校では、その実態、対応等々についてやっぱり答弁いただきたい。

○議長（佐藤　悟）　教育長。

○教育長（押山利一）　再度お答え申し上げます。

大玉の場合には大変予算を付けていただいて、各小学校、中学校に１名ずつ補助教員を村単独で入れていただいています。これらの算数を中心に使っているわけですが、弱い子どものところに付いたり、大山小学校の場合にはちょっと問題のある子どもにそのＴ・Ｔが付いて学習を支援したりというようなことで、ほかの町村とは違うきめ細かな、そういう指導もできているということもありますので、だいぶ効果が上がっているというふうに感じております。また、格差の問題については、指導要領というのは、最低ここまでやりなさいよという最低基準というふうにはっきり明確に今回、新要領で定められましたので、格差をなくす最大の方法は、幼稚園で字を教えることだろうというふうに感じておりますので、幼児教育段階が家庭の環境に非常に左右されると、学力差の原因になるということですので、幼稚園で字を教えるための準備を２４年度に行うと。そして、小学校の５～６年生については、英語でリーディングとライディングをやらせると、これは要領では言っていませんが、それをやらせたいと。それによって、格差の付けやすい学科について、格差をなくすと。それから、あと今年から取り組んだ小学校全校生徒による漢検、漢字検定挑戦、大変すばらしい結果が出ているようですが、これも格差をなくすために、まず、基礎学力を付けるということで、それぞれ学校で努力をして工夫をしてやっておりますので、数年で効果が出るかなというふうに期待をしております。以上です。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　全国的に見れば、本当の一部ではありますが、今度の調査した中で、

標準時数に比較して調査した小学校の平均年間総授業数、４年生から５～６年生で３３～３５時数多く、平均でですよ、３３～３５時数多く７１時間以上多くなる学校も２０％もあるそうであります。そこで、大玉小学校の１年生から６年生まで、それぞれどれだけの時間時数なのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　教育長。

○教育長（押山利一）　再度お答えを申し上げます。

時数につきましては、平均で１週間に１単位ということです。小学校で言うと４５分、それから中学校で５０分、これが純粋に増えたということですが、大玉村の場合には小学校で、中学校はこれからですが、小学校では朝１５分、１時間目を延長して６０分授業、子どもたちが集中できるうちに時間を延ばすということで、工夫をしながら実施をしていると思いますので、その分が延びているいうことになります。以上です。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　全校生、朝１５分プラスということの答弁でありますが、これ学年ごとに年間の時数分かりません。分かったら教えてください。

○議長（佐藤　悟）　教育長。

○教育長（押山利一）　時間は学校に行っている３０何周についての１単位ずつですので、４５分の通常１時間という言い方を、増えているということですので、３０～４０という単位になろうと思います。以上です。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　ちょっと低くしてみたいなと思ったのは、１年生で８５０、２年で９１０、３年で９４５、４、５、６で９１０が標準時数であります。そこで、年間７１時間以上も多くなる学校が２０％あったということは意外だったんですよね。こんなに多くと。だから、一部の調査でしかないから、これが全国的に平均ということにはいかないと思いますが、だから、やっぱりやる時間が多ければ、それなりの効果結果は出ているじゃないのかなと思いますので、これらと比較して大玉の小学校、どういうふうに今後やっていくのか。朝１５分だけで良いのか、あるいはそれ以上必要なのか、あるいはそれも要らないのか等々十二分に検討していただきたいなというふうに思います。

次に、中学校における保健体育の対応について伺います。保健体育と言っても体育についてであります。既に保護者等には周知されていると思いますが、今年度より新学習指導要領へ完全移行とのことでありますので、その内容について伺います。まず、武道とダンスについて、どのような内容で実施させるのか伺います。

○議長（佐藤　悟）　教育長。

○教育長（押山利一）　中学校の武道につきましては、前にも議会でお話しをしていると思いますが、剣道を選んでおります。ダンスについては、フォークダンスだったり、創作ダンスだったりということで、これはもう従来から体育の授業で実施しておりますので、そのまま継続するということでございます。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　次に、一時テレビで取り上げられましたが、その武道と安全性に対してであります。文科省は、柔道の安全な指導方法を示した競技用の手引きを作る方針を決めたそうであります。本村中学校の武道、今の答弁ですと剣道というふうなことでございますが、その指導について、教員のみでの対応なのか、あるいはダンス等についても教員のみの対応というふうに考えているのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　教育長。

○教育長（押山利一）　再度お答えを申し上げます。

安全性の問題については、柔道は投げるということで、大変死亡事故等も起きて問題になっているんですが、剣道については防具を着けて実施するというのは、最終的な段階ですので、ほとんど素振りとか型をやるというのが中心になってきます。最終的に終わりの方に防具を着けて実施をするということですが、剣道の場合にはアキレス腱を切るとかということは考えられますが、重大な事故につながるというようなことについては、防具を着けておりますので大丈夫だろうと。そして、実際は２４年の４月からですが、２２年度が実施をしております、前倒しで。２２年度は１年生、２３年度は１、２年生、そして今度２４年から３年生までやるということですので、既にもう２年実施をしております。事故等は起きておりませんし、指導は剣道を一番得意とする体育の教師がおりますので、その教師に指導をいただいて、あと剣友会がおりますので、必要に応じてお手伝いをいただいているということです。ダンスにつきましては、フォークダンス、これはだれでも指導できますし、女子の体育の先生がおりますので、その先生がダンスについては指導しているということでございます。

以上です。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　選択制について、文科省は、生徒の学習意欲を高めるためには、可能な限り領域の内容が選択できるようにすることが望ましいんですが、安全面の確保及び指導の充実といった観点から、指導者の指導が行き届く範囲内での展開が条件となると考えています。また、生徒が自ら行いたい運動を選ぶという趣旨があるので、保健体育教員が１人しか学校の場合などは別途配慮が必要と考えますが、領域については男女教習を原則として領域の選択ができるよう学習機会を保証していただきたいというふうに言われておりますが、本村においては、この文科省の言うような、と言うとおりに対応できる体制というふうになっているのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　教育長。

○教育長（押山利一）　再度お答えを申し上げます。

体育教師は２名おりますので、十分に指導ができるということ。それから、あと剣道とかですね、そういうものは、剣友会というしっかりした組織もございますので、支援をいただくことができるということで、体制は十分に整っているというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　次に、村の復興計画と復興特区法について伺います。

村復興計画の中に、農商工一体となった６次化産業の推進とあります。その６次産業化の具体的内容について伺います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えします。

２４年度予算にも計上しております。更には復興計画の中での重点施策にもなっております６次化産業の推進でありますけども、これにつきましては、物を作る、現在の直売所でありますと物を作る、その作った物を売るというような形態であります。これを一歩前進させて農商工それぞれ連携しながら、加工、そして販売というふうな形で新たな仕事でありますとか、新たな雇用、新たな所得、こういうものを発生するために、農商工一体となった今回、６次化産業の推進に予算計上し推進していくものであります。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　言葉では分かるんですが、具体的な何をどうするかということ全く見えてこないというような答弁かなというふうに今、聞いておりました。現在の農山加工施設の整合性について、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　具体的には、現在の大山字新田地内のふれあい広場、直売所、ここを更に利用地を求めて、そこを販売、生産、加工の加工販売の拠点とするというような形で現在、考えております。

○８番（遠藤文一）　だから、あっちの加工施設とどういう整合性があるんだというの。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　前からね適地というのはやっぱり４号国道沿線、また、直売所、こういうふうに考えていたの。ところがこれ、今の直売所には、そういう６次化関係の施設は無理だと、土地をやっぱり拡張しなくちゃならんと。なかなかね当時は土地の拡張というのは、そういうことは雰囲気でなかったの。時代の変遷とともに、土地のそういう見通しもついてきたから、やはり本来の直売所ある、あそこのところに６次化等の１つの拠点にしたいなというふうに考えているの。そういうことで、あそこの土地を取得したい。そして、そういう今度は加工場も造りたいと。それから、あとは流通関係、こういうのにも結びつけたい、販売と、正に６次化。今の加工場だと、これは状況を見ながら、あそこのところの敷地の関係等も踏まえながら、どういうものを結局本格的に移せるか。これは状況を見ながら、将来的には、やはりふさわしいところに拠点ということで位置づけしておりますから、持っていきたいなと、そういうふうに考えております。その時期的なことは状況判断だね。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　村長、もう１回確認しておきます。先日の全員協議会の場で、副村長は、原発災害事業用地の取得について話されました。これ６次産業化の事業の推進

のための土地取得なのか、土地取得のための事業計画なのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　ニワトリが先か卵が先かくらいの話で、要するにこれなんぼ計画立てても取得できなければ方法ないわけでありますから、両方ちょうど一致したと。だから、要するに計画に沿った土地取得である。具合良くいっているなということなんですね。そういうことに認識してください。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　当時の、この大玉村復興計画等々に出てくる内容を見ますと、大豆、菜種、そば、こういうのが出てくるんですよね。村内に生産された大豆、今年度の大豆については結構セシウムが出ていると。であるならば、風評被害になるような、結局実際にあれば実害ですわね。そういう状況の中で、豆というものが前面に出るかどうか、これは大変だろうと思います。そしてまた、菜種やそばについても、これ生産者から言わせれば、採算性から言ったらもうこれは言わなくたって分かっているような状況だろうというふうに思っております。だから、何もしなければと、動かなかったらそれで良いかというふうには思っておりません。何かやらなきゃだめだと、アクションを起こさなければだめだと、そこまでは私だって分かっているんですよ。ですが、私が言いたいのは６次産業化の事業推進するならば、その事業計画をきちっと示して、まずはそこの経済効果、あるいは採算性、雇用や波及効果なども明確にしたうえで、これだけのスペースがほしいんだと、あるいはこれだけの立地条件でここが最適なんだというような相マッチした計画の提示であれば何ら問題ないんでありますが、ただ土地を買います、なんだ６次産業化、じゃ６次産業化は何をやるんだと、いや分かりません。大豆です。そばです、豆です、菜種ですと。じゃ、それは採算性が取れるのか、誰がどこに作るんだい、どれだけ作るんだい、どれどれが確保できるのかい、で、販売はどこさどうして売れるんだいと、そういうこともある程度きちっと見通し立ったうえで、一連の計画を下に土地を買収しますということであれば何ら問題ないんでありますが、私にとっては土地買うのもはっきり分かりました。しかし、そこをどれだけの有効利活用できるか分からないというのに私は賛成できかねるような状況であります。もう１回説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　これは１から１００までぎちっと計画立ててね、そして、こういうふうになるんだということであればこれ理想だけれどね。それをやっているうちにね時機を逸すれば、それ計画もこれ成り立たないということもあるんだわね。だから、やっぱり目的がボンとこれだなと思ったらば、やっぱりこれは決断をして、そして、あと今度はそういう方向付けが間違いなければ、あとはきちっとそういう方向性に基づいた計画というものを肉付けをしていく。そうでなければ、段取りばっかりしているうちに橋を渡らなければ終わってしまうんだわね。だから、やっぱりもうボンと目標をもったらばやると。そうしたら、そこに結局肉付けをしていくと。こういうこと

で今、急場をしのんでいかなくちゃならない。菜種とか、やっぱりそばを考えているんです。採算性はどうだと、これはいろんなやっぱり奨励のそういう金額等の問題も絡んでくる。そういうものも今のところ若干あるようだと。あんまりまた労働力をかけたんでは、これまた大変なんだわね。採算どころでなくなる。セシウムの問題もある。こういうものを比較的取り込むのが少ないものと、こういうことも考えなくちゃならない。そういう中で、結局こういう状況の中で作物を選択して、そして、あまり影響のないようなもので、ある程度の奨励的なそういうものもつくと、労働力もあまりかからないというようなことで、そうすると個人で機械のようなものを持てば、とてもじゃないけど、これは投資的経費でもって採算なんて合わないんだわね。そういうものをここで復興の予算というものをここに振り向けると、こういうことに前向きに踏み出していく必要があるなということでの考えでありますから、だから言っていることはよく分かりますが、そういう肉付けはしっかりとこれからしていくと。後先のような関係しますが、やっぱりものにはそういう時と場合によっては決断の仕方があると。そうでないと、時に間に合わなくなるというようなことなんだね。その辺をよく理解をしていただきたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　ただいまの答弁、村長が村民に訴えるならば、それは村民はみんな納得してもらえると思いますので、その点については村長にお願いしたいなというふうに思います。

　次に、再生可能エネルギーの調査、検討について伺います。昨日の答弁にもありましたので、今の考えは分かったつもりでございます。以前、新エネルギービジョンを検討されました。その検討を土台にして前進するということであれば、もう既に実施段階に入っていても良いのかなというふうに思いますので、もう何年も検討、検討などと言っていないで、実施していってしかるべきというふうに思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えいたします。

　１３年度に作った新エネルギービジョンに基づいて、水力は見込みがありますよというような結果もあります。風力については、なかなか難しいだろうというような調査結果はあります。それらを踏まえて現在、太陽光であるとか、小水力、それから木質バイオマス、これらについて現在、着手しているところでありまして、太陽光については、平成２４年から２６年の３か年で１２０キロワット程度の太陽光発電をするというような計画書を既に県の方に申請しております。それから、小水力については、２月中に県の超学際的研究支援機構等の下での調査を現在、既に開始しております。これらについては、３月に再度調査をしながら、流量、流速等のそういう統計調査を踏まえて、どういう形が良いのか、半年か１年後ぐらいには結論を出していきたい。木質バイオマスについては、これについては今後、国の福島県の再生特別措置法等を土台にしながら、これについては調査検討を進めていきたいというような現在の状況

であります。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後１時３０分といたします。

（午後０時０２分）

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　再開いたします。（午後１時３０分）

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　引き続き遠藤文一君の質問を許します。８番。

○８番（遠藤文一）　先日の新聞で東日本大震災復興特別区域法に基づく復興交付金制度の２次募集に事業計画を提出することを検討している村として大玉村が載っておったわけですが、事実について伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えいたします。

復興特区法の２次募集ということで、現在、行っておりますけれども、新聞報道等にあるとおり、大玉村も手を挙げるというような形で現在、進んでおります。ただ、新聞報道とその後の報道等にもあるように、大変厳しいというような査定が続いているということで、現在、県との方の協議の中で、かなり大玉村の計画については厳しいというようなことが言われております。まもなく３月末を迎えるにあたって、この２次募集最後まで押し切って良いのか、それとも新たな補助制度、そういうものに切り替えた方が良いのか、現在、担当のほうで調整中であります。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　それぞれ検討する価値はあるのかなというふうには思っておりますが、まず、文部科学省所管の中から、この事業をやってみたいなというような事業を計画されているものがあるとすればお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員にお答えいたします。

文部科学省関係の公立学校関係につきましては、既にうちのほうでは３次補正の方の内示が決まっておりますので、文科省関係では、現在のところ対象事業についてはありません。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　それでは、厚生労働省所管の中では、何かあるかどうか伺います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えします。

５省４０事業、これにすべて検討いたしました。その中で復興交付金として、大玉村がなじむのはかなり厳しいというような現況にあります。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　これそれぞれの省所管の内容について対応したいなというものがあ

れば、それぞれ逐次それぞれの事業ごとに伺いたいなというふうに思っておりますが、まだそこまでいってないとするのがどうか。いっているとすれば、具体的にこの省のこの事業をやりたいというようにお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えします。

　現在、県と協議中の事業につきましては、国土交通省関係の道路整備事業、道路の防災、震災対策、これらについて現在、協議中であります。以上です。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　そうすると、現在のところそれ以外に具体的に復興交付金事業を考えているものはないと。今後、事業については考えていくけれども、現在のところはまだそこまでだということの理解でよろしいですか。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えします。

　現段階で県との協議の中では、道路整備事業１事業のみと、それ以外については、今後、国会を通るでありましょう再生特別措置法、それからほかの復興枠というような事業が数多くあるようでございます。それについて現在、検討中であります。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　情報を的確に早くキャッチすることによって事業がスムースに進むということも当然あろうかと思います。参考までに聞きたいんですが、この役場庁舎、震災に関連しての改修、改築、新築等々の事業等というのは、見つからないんですか。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　震災により著しい被害を受けたというのが、復興交付金の大前提であります。そういう意味で、本庁舎については該当にはならないというように判断しております。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　今、課長の答弁のとおりなんですが、この復興関係は分かりやすく言えば、震災と、それから津波なんだよ。そして、交付金要項の事業概要という中身。だから、原発事故債も入っているんだけれども、現実的には交付金の要項は、震災と津波なんだよ。そういうことなものだから、原発関係については非常に厳しい。だから、ただ、道路関係ね、これは１本今、やっていると。これもどうなるか分かりませんけれども、だから、役場はこれ先ほど言ったようにご覧のとおりだから、だから、震災関係の影響はないから、この復興関係には該当しないと、そういうことですね。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　ああ言えばこう言うというふうに言われるかもしれませんが、これ耐震診断なり耐力度調査やったら該当するような結果になるかもしれません。ですから、そういうこともやっぱり検討しても良いのかなと、参考までに。

　次に、東日本大震災と原子力発電所の爆発に対処された本村の記録を作成するにあたっての進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　総務課長。

○総務課長（菅野卓也）　８番議員さんにお答え申し上げます。

　１２月の定例会で村長が答弁したとおりでありますが、現在、今春に発刊予定の「図説おおたま」、こちらのほう方で編さんで３・１１の東日本大震災及び原発の県内の被災状況並びに村内の被害状況対応、関係団体の支援協力、そういったものをも今回、かなりの分量で紹介をしていただくということで、まず、それらの基礎となる資料等については、村、教育委員会、社協などから情報を現在まで提供してきたと、現在までの取り組みの状況です。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　今までのことについては、そのように掌握していると。今後についても、やはり経過観察をきちっとやることによって、将来にある意味では良い記録になっていくのかなというふうに思ってございます。これ年の差もあるかもしれないけど、３日前何あったけかな、１週間前何あったかなと、なかなか覚えていられない。やはりその都度記録をきちっとすることによって、後世に善し悪しは結果分かりませんが、記録として残しておく必要があろうかと思いますので、今後の計画等についてありましたらお伺いします。

○議長（佐藤　悟）　総務課長。

○総務課長（菅野卓也）　再度ご答弁申し上げます。あくまでも「図説おおたま」は、そういう民間の活動でございますので、今後、全庁的な連携の体制の中で、あくまでも時系列的な今までの議員おっしゃるような個々の対応の内容の再確認、更にはこの１年間、ここまでの取り組み、災害状況の把握とか富岡町との連携とか、更には各分野の除染対策、実施方策、放射線との健康管理の問題の取り組みとか、そういったもの並びに決起大会とかも実施してございますので、そういった一連のものをそれぞれの時系列的に各課のほうの応援をいただきながら、それぞれ企画調整会等を設置しながら今後、まとめていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　そういう１つの記録というのは、後になってああというような話が結構あったのかなというふうに思っております。ですから、今の答弁聞いていますと、きちっとやってもらえるというふうに私は確信しておりますので、そのようにお願いを申し上げまして、今回の一般質問を終わります。

○議長（佐藤　悟）　以上で８番遠藤文一君の一般質問を終わります。

　続きまして、６番佐々木市夫君より通告ありました「復興計画について」ほか４件の質問を許します。６番。

○６番（佐々木市夫）　議長の許可を得ましたので、一般質問、随時進行して質問してまいりたいと思います。今議会の一般質問最後の質問者ですので、それぞれ今まで大変議論した中での重複する部分は多々ありますけれども、それはそれとして私の視点から、なお、当局の方もかなりお疲れのようですけども、ご丁寧なる答弁をお願いして始まりたいと思います。

ここにこのような詩ではないんですけどあります。「今までのように、上から降りてくるものをただ受け入れるのはやめよう。新しい未来社会を私たち福島県民、置き換えて言えば大玉村民が、自らの手で築いていこう。」このような言葉がございます。もう一度言います。「今までのように、上から降りてくるものをただ受け入れるのはやめよう。新しい未来社会を私たち大玉村民が、自らの手で築いていこう。」これは、原発災害と私たちの未来社会、福島県中小企業家同友会が２月定例の中で公開講演会、２月２５日、去る土曜日に前福島県知事を講師としてお願いして、そのチラシの中に出てくる内容です。いずれにしましても、そのときの内容、現在の全国知事会は、４７都道府県のうち３２名が官僚出身のようでありますが、当時戦う知事会の実践などや知事時代の隠されたエピソードなどを含め、講演の内容は非常に示唆に富んだものであり、日本は原子力帝国、あるいはまた、国家権力の弊害問題なども提起されました。また一方で、一昨日６日、私は休会ですので、それを利用して妻と２人で東京のほうに出張しました。毎年、これ３回目ですけれども、要するにＮＰＯ法人、国内産米米粉促進ネットワーク、これのフォーラムがありまして、その中で講演が２人ありました。１人は、農林水産副大臣の筒井信隆さん、で１人は、「新しい日本の想像と日本人の生き方」という題で高野孟さん、ジャーナリストインサイダー代表兼編集長、皆さんもご存じかと思いますけども、その方でした。特にその中で今、この復興が遅々として進まない、なぜなのかなという中で、彼は今、一番大切なことは２つあると申しております。１つ、将来、２０年、３０年、５０年、１００年を考えながら現在を生きること。これが今、大切なことだということです。２つ目、持続可能な社会を後世に残すこと。なぜ復興が遅々として進まないかというと、彼の持論ですけど、私も賛成ですけども、何をもって立て直しをするのか、精神的な柱、いわゆる座標軸、羅針盤がしっかりと国の国会から国の政府から見えてこない。明確なメッセージがない。どこまで我々の針を戻してどう立て直すのか。私たちの先祖が１万年かけて、この日本の根本精神、育んできたこの郷土愛、日本人の良さ、これらをもう少し学ぶべきであろうと。全く同感であります。彼から言わせれば、明治維新の前まで１４５年～１５０年前、その辺まで戻ることが、日本人としてのこれからの生き方に非常に大きなインパクトあるというような形でしたので、そのようなことを含めて、改めて村長さん、村長という立場で、また、一地方自治の長として、地方分権と言われる今日、大震災、原発事故からの復興、復旧、再生という大きな課題に立ち向かう気概、また、これらの問題にかかわる中央との関係をとらえて、しっかりといろんな場面でしておりますけれども、改めてこの行動、理念についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　今までもそれぞれの質問者に私の考え方をその都度答弁をしてきましたが、今、一番大切なことは、やっぱり実態を知るということだと思うんです。現実の実態を知る。現実の実態を知って今、早急に何を成さなければならないか。第２点目には、何を未来のために成すべきなのか。これが大切だと思っております。それが問われているなと。それから、言うまでもなく、この自治体というこの特性を生か

す。小さい自治体ではありますけれども、それだけに私はいつも申し上げているように、自治体とはかくあるべきであるということで、私の１つ信念があるわけですが、村長の立場では、住民の暮らしぶりに目が届く。また、住民からは、村長に対して手が届くと、これがやっぱり自治体のあるべき姿だなと。だから、そういう状況の下に、しっかりと自治体としてのやっぱり行動、これを発信をする責務があるなと。これからは特に基礎自治体としての役割は非常に強いようであると思うんです。今は、基礎自治体というようなものが疲弊化しているんですね。これが大きなやっぱり日本列島に至る所に大きな穴が開いたごとくに過疎地域の拡大なんです。これは考えてみると、貴重な人材を供給するという役割を担っていた。食糧の供給と同時に人災の供給をやってきたと。これからは、残念ながら人材の供給基地でなくなっているんだね、これ。だから、心配なのは、日本の国家観を今までの政治家はどう考えてきたんだと。２０６０年には高齢人口、これが全体人口の４０％なる。それから、今の人口より３０％減ると。今、東京の合計特殊出生率は、０.８、０.９ですから。そうすれば、これ半分以下なんだね、維持するの。そういう大切な人口を地方が供給していた。その供給基地が供給の役割を果たせなくなってしまった。さあ、そうなると心配なのは、日本人で日本の国家というものを堅持できるのか。やっぱり国家的な見地、国家観のやっぱりそういう視点で、これはやっぱり日本人に日本の国家というものは堅持して、あと一定の国際社会ですから、行った来たあってもよろしいと。そういうやっぱり国家観の下に地方自治体というものも、大きいと小さいと同じだと。だから、地方のこの基礎自治体というのは、非常にますますこれから重要な役割を持っているなと。そういうことで今、また話は戻りますが、今の実態を知り、今、早急に何を成さなくちゃならないか。そして、未来に向かって何を結局成していかなければならないか。その一端なども今、話をしたわけでありますが、そういうことで自治体というものは、責務を果たしていかなければならないなというふうに考えております。

○６番（佐々木市夫）　はい、ありがとうございました。それでは、本論に入りたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　議長を通してください。

○６番（佐々木市夫）　あっ、すみません。議長、６番。お願いします。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　本論に入りますけども、私、青年議会ちょっと欠席して風邪で、ちょっと内容分からなくて、今日見たらばかなり重複する部分ありますし、当局からすれば同じ答えになるかもしれませんけれども、知らないこととして質問させていただきますので、よろしくお願いします。

　まず、復興計画、ここにもありますけど、本宮市、二本松さんのほうもちょっと状況調査させていただきました。すばらしいうちのほうの村の出来上がりは、すばらしいと思います。何が違うのかなと。基本的には、議会とか住民との関係、この作るまでの間、少しちょっと大玉の場合は急ぎすぎたかもしれないなと思っています。作る時期も遅かったのも否めません。ですので、改めてこの審議の過程、前にも聞きまし

たけど、その過程と今、案として出てきましたので、それらを住民どのようにパブリックコメントで紹介しているようですけども、そうでなく私の希望からすれば、住民との直接膝を交えての対話を含めた徹底、更には見直しも含めて今後、考えているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　６番議員さんにお答えいたします。

確かにおっしゃられるように、復興計画、短時間の中で作ったという気概はありまけれども、まず、県の復興ビジョン、これらを参考にしながら庁内会議、係長を中心とする庁内会議を３回ほど開きました。その後、企画調整委員会、課長会議ですね、それを現在まで２回ほど開いております。２月の中旬には、審議会を開催しております。２月２１日には、議会の全員協議会のほうで、議員の皆様方にご説明を申し上げました。同日付で現在、３月２０日までの期間ということで、パブリックコメントを現在、やっておるところであります。今後につきましては、当然、第１期計画として４年間の実施計画でありますけれども、当然、その間にはこういう大きな災害、それに対する復興事業、そういうものでありますので、途中で必ず大きな見直しの時期が出てくるというようなことも想定しております。そういう場合において、今後につきましてはパブリックコメント、あるいはそういう６番議員さんおっしゃられるような住民との対話、そういうのも含めながら、更に見直し等を弾力的に図っていくというような考えでございます。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　ありがとうございます。正に、先ほど村長言ったとおり、村長からすれば目が届く、住民からすると手が届く、こういう小さな自治体ですから、やっぱりパブリックコメントだけに頼らないで、頼ってもいいですけども、それですべてでなくて、やはりもっともっとこういう大事な緊急時の事態ですから、住民に出向いていって、そして、住民の声を吸い上げながら、この計画が実行あるものに。また、そうでないと恐らくなかなか実効あるものになっていかないかもしれません。というような視点から申したので、よろしくお願いしたいと思います。

さて、実行計画と今後の見直しはという点ですけれども、今言ったような形との村民の参加からの視点から書きましたけども、当然のことながら見直しも含めて、住民との対話も含めて、ほかは１班、第２班、第３班というような形で見直しながら作っていくような、本宮も二本松も同じですけども、是非我が村もこれがすべてでなくて、案の案だというふうに私は理解していますので、もっともっと魂を入れた住民の声を入れた、そのような形の実効性のある計画にしてほしいなと思っておりますので、改めてよろしくお願いしたいと思います。

その中でひとつ提案がございます。災害協定、総合応援協定締結の要諦、実は今日の朝テレビで見たのね。どなたか見た方もおると思いますけれども、要するに今回みたいな大きな震災とかで避難、今回は大玉は受け入れる側ですけれども、彼らからすれば、来たときに県とか国はどうしてもやっぱり堅い。市町村がゆえにこの県の支援

よりは皆さんがなれていますので、窓口業務としては非常に心温かい、更に支援を受ける側とすれば順延計画、これがあった方が良いんじゃないでしょうかという提案でした。要するに、受け入れた場合にどのような対応できるか。向こうから来た役場の職員には、どのような形でやってもらうか。今回の震災を機にいろいろ経験したと思いますので、それらの計画もこの際、以前の質問でもいろんな市町村とほかの県とのいろんな災害協定らしきものも結ぶ考えもあるようですから、是非今言ったようなことを考えながらお願いできればと思っておりますので、これは回答要りませんので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、除染計画について入っていきます。仮置き場の問題、いろいろと住民の反対要望なども行政側にも挙がって苦慮していると思いますけども、反省点として、やはりこれは周辺住民への丁寧な事前説明、これの必要性に尽きるのかなと思っています。ちょっとしたボタンの掛け違いで、このような問題なるかもしれません。大事なことは、住民も分かっていると思います。ですから、改めてそのような丁寧すぎるほど、そのような形の説明を今後、お願いできればなと思っています。それに関連していきますと、今回、水田の除染が、昨日来の質問者の中にも大きな問題として出てきております。まず、その前に１つだけ、今回、畑の問題が除染が出てこないのはどういうことなのかなと疑問に思いますので、それだけ先お伺いしたいと思います。畑の除染。

○議長（佐藤　悟）　農政課長。

○農政課長（鈴木幸一）　６番議員さんに農地の除染関係で、畑の除染でございますが、村の除染計画に基づきまして事業を進めるということで、特に水田については２４年産の作付けが目の前に迫っているという形で１１区、１６区を重点的に行うと。農地につきましては、いわゆる作物に移行する当初、災害あった時点については、ほうれん草等の出荷停止がありましたが、その後の作付けされたいわゆる農産物からは検出されなかったということで、畑の除染につきましては、新年度で除染計画に基づき、各関係機関との協議をしながら進めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　やらないのでなくて、課題としては残るけども、例えば野菜はあのときバサッと降ったときの影響あったけども、野菜の移行係数、吸収率からすると非常に少ないので、現時点ではいろいろと食品の場合は少ないかと思いますけども、実態としてはやはり土壌のちょっと村長が言ったように、土壌調査すればかなりのベクレルが高いという実態には変わりありませんので、今回の水田除染はあくまでも環境省が指導して、線量を下げると言ったのに、なぜ畑だけのことが問題になってこないで環境省は言わないのかなと疑問に思っている点で話しましたので、その辺もお含みいただきながらよろしくお願いしたいと思います。

除染の問題、時期的なことも含　めて、村長さんいろいろ今、問題になっております。是非村長さんは現場、特に農協との、そういうところに出向いていって話をしてもらえれば有り難いなと思っております。それはそれとして、私らに関すれば、残念ながら受動態で、残念ながらこの除染も含めて、もう少し積極的に自分のほうから動

く努力はなかったなと思っております。先ほど冒頭に話した自らの手で、このことが、我々、私も含めて恐らくそういう姿勢が、村長さんに任せきりにしたわけではありませんけれども、残念ながら私としては反省あります。ところで天栄村、村長さんにもちょっと知り合いがありまして、ここにＤＶＤもあります。１年間かけて彼らは国の助成は東日本大震災農業共生産物事業交付金、あのところは世界的に食味コンクールなどやって有名で、食味日本一金賞２人ほど出していていろいろ頑張っている。日本一それこそおいしい天栄米栽培研究会などやっておりますけども、彼らはそういう助成金を利用して１年間かけて、こういうふうな実践記録を作ってまいりました。米の放射線汚染０への挑戦。まだこれ３月１日発売の皆さんにやっている中ですから、私は天栄村の課長に言って送ってもらいましたけど、私は見ましたけども、これから農政課長に昨日やったらまだ忙しくて見ていないようですけど、これから安全、安心推進協議会の会議も含めて啓蒙していきたいと思っていますけども、それが１つです。

もう１つ、ＮＰＯ法人有機の里東和ふるさとづくり協議会、村長もご存じ、すぐ隣ですから、彼らは三井物産の環境基金なんか３つほどあった中から１つだけ選んで２,０００万円、これいただいてちょっと実践やっております。いろんな大学、１０なんぼの大学と言ったけかな。いずれにしましても、そういう大学と連携していろいろ、まあ天栄村も同じです。天栄村は農業環境技術研究所、これらと提携してやっています。ですので、何回も言うとおり、ちょっと我々自分から進んで、そういう積極的な動きが少なかったなと思って残念ですけども、これからも遅くはありません。いろんな角度からこれらの除染、今のところこの村は、この地域は、二本松、本宮も含めて、反転耕、ゼオライト、しかも天栄村の彼らから言わせると、４０～５０で間に合うと言っているのに、我々は２００～３００、本当は３００なんだけれども２００でも良いよなどと最近言ってますけども、いろんな角度でいろんな方法があるのにもかかわらず、やや国の方針どおり行こうとしているな、ちょっと危ないかもしれないかもしれないなと危惧しておりますので、村長さん、先ほど冒頭申しましたとおり、是非現場に出向いて現況、非常に今、農協苦慮しております。この季節の中でいかに反転、作業員の問題、機械の問題、いろんな、既に秋うないしていますと反転もなかなか難しいですね、反転すると崩れてしまうから。基本的には、だから時期的な問題も含めて、なおさらそれを今度は平らにして代かいて田植機ドドッと入っちゃったら大変ですし、うちのほうは砂利も出てくるところありますので、その辺も含めてここで提案１つありますけれども、それらも考慮しながら、是非昨日来の質問ですと、なんでかんでまとめてやりたい、その気持ちは十分理解できますけれども、この際、立ち止まってそのことも含めて関係者と協議して、一番はやっぱり農家の声が一番大切だと思いますので、それも含めて是非１回はそういう協議をして、この後のいろんな考え方を最終的に示す。それも早く農家に返していただきたいなと思っております。

さて、私の提案ですけども、９２ヘクタールありますから、その中で全部やっぱり作らなければならないということでなくて、去る２月４日の農業振興大会、サンライズ本宮でも、ある来賓の県議が、作付けしない勇気の必要性と、来賓なのにみんな作

りたい作りたいとやっているのに、作付けしない勇気の必要性を彼は訴えましたね。私も同感度一番あるんですけど、後で電話交換して意見はしました。彼なりの言い分はあったし、当然のことだと思います。要するに１年間かけて、例えば減反したりして、１年間かけて実証していろんな方法、そして、このデータを作って、そしてやるべきかなということも含めて、それが秋になってから出るよりは、しっかりとしたここの地域は実践して、除染して、データを持って、そして、消費者に訴えていく考えも１つだよなという形の彼の考え、私も全く同感ですけども、そのほか認定農業者会この間ありましたアットホームで交歓会、本宮のやりました。多くの方はやっぱり同じような意見を持っています。この際、その１人は、１ヘクタールどうせ将来田んぼ作っているんだから基盤整備やったらばいいべと、国の金利用して。そういう金があるかないか私は分かりません。いずれにしたって、そういう弾力的な考え方、これでなければならないということで、今、正に我々問われている将来のこの判断が非常に難しい時期ですので、とにかく９２ヘクタールの高い線をやりたいのは山々ですけども、今言ったようなことも含めて、村長さん前にやった減反、生産調整の休の肩代わり、あの辺のあれを全部今度、別なほうやってもらって別な方で作るとかということも含めて、前に実証がすばらしい、村長さん示した例もあるわけですから、それらも含めて検討してもらいたいと思いますが、村長さんの考えをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　前の質問者にも話をしてきましたが、私たちが運動をしてきたということは、先ほどチラッと話が出ました。私はそのときに復興再生会議と時間がかち合ったものだから、その大会には出れなかったんです、復興再生会議のほうに行ったものだから。そういう発言を後で聞いて何たるものだということで、これは後で抗議文書をその方に突きつけたんです。そこには私の名前も連ねてあります。要するにさっきも言ったように、農業人というのは、農魂精神なんだと。作付けして生産するところにあるんだと。だから、やはり作付けすることがはじめにありき、そして、あと市場に出回ったのでは困ります。それはしっかりと責任のある者が買い取っていただく。これを作付けもできないようなことになれば、農魂精神の破壊につながると。そういうことを主張して、作付けさせてくれないかと言ってきたんです。ただ、そういう中で、かなり譲歩してもらってきた分野はあるんです。農政課長から３パターンを示されましたね。その３パターンのうちで、大玉の場合は１００ベクレル２か所から出たと。したがって、前のパターンだと旧市町村単位というと大山地区全体が範疇に入ってしまう。そうでなくて、その出た方の生産管理、こういうことで全部作付けは可能になったということで、まず、ひとまずは安心しました。だから、やっぱり作付けすることにある。あと今度生産した検査体制、これはしっかりといろいろと今、開発関係うんぬんというようなことで、そうしたやっぱり危機によって市場に出回るようなことが絶対あってはならない。自家保有米もそのとおり。それから、今、話ある肩代わり転作のようなことでもって、そこのところ危ないところに作らせないようにしたらどうだということでありますが、これは他のベクレル関係を見てみますと、極

端なベクレルではないんですね。全体的には私も前に見ますと、なんだ私の考えていた以上に土は汚れているんだなという感じを持ったわけでありますが、その地域について大玉としては高い地域ではありますが、その出た２か所と、その以外のあれを比べると、特別なんと言うんですか、全体的に極端に高いかというと、極端ということではないんだね、その出た方と比べればですよ。ということであれば、やっぱり作付けを従来どおり、９２ヘクタールについてはゼオライトとプラウ耕と、それからケイ酸カリ、そして、今の指針どおりやっていただくと、ただこれも非常にその９２ヘクタールも限られた中ですから、まだ雪がある状態ですから、だから、これが果たして消化できるかどうかという今、問題があるわけだけれども、私としては努めて消化するように最大努力してもらいたい。それ以外のところには、ケイ酸カリによってセシウムの吸収の少しでも低減化を図る。そういうことで、これはやっぱり作付けをしていく。あとは先ほどから何回も言うようだけれども、検査体制は出口でもってしっかりとすると、こういうことでやっぱり取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　昨日の答弁ですと、なんでかんでやりたいと、今のあれは少しこう柔軟になってきたかなと思って安心してますけども、最大譲って、やっぱり気候の問題もありますので、特に私からすると天気が味方してくれてそうならなければいいかもしれないなと勝手に思ってますけども、それは私の勝手な理由で、何かしなければならない。そのことを村長は誰よりも村民の健康を考えて言う言葉ですからそれに反論する気はありませんけれども、いろんな多種多様な考えも実証、実験もあるんだなと、これだけはご理解いただきたいなと思っております。

　さて、昨日来、今の有機問題も含めて環境安心型の農業も含めて話題になってますけども、ここに国交省を退官してきて、昨年だか渡辺マサオさん、お名前言っても良い思うんですけども、頑張って農業やりたい、しかもエコファーマーでやりたい方がおりまして、私もいろいろ付き合いありますけども、あるときアンケート採ったのね、この原子力と食品の問題で。その中で私、最後にこれ村長さんに渡しておきます。読んでいただきますと、農産物を検査すること、そして、その結果を適切に公表することが安心につながると考えます。正にこの直売所の例を取っても、もう少し消費者に我々訴える努力は必要かなと。ところで私流からすると、放射性物質について気になる方が最多でしたが、農薬や化学肥料についても多数の方が気になると回答されています。この問題です。遺伝子組換えの問題も含めて今、我々一方的に放射線のことばっかり気になって今、考えています。本来、人間が健康であるべきその問題が、いろんな学者から指摘されている温暖化の問題も含めて、毎日のように何万個の生物が地球から消えている、こういうものを含めて、やはりもう少し実態と先ほど村長さんすばらしいこと思っていた。実態を知る、放射線ばっかりの実態でないと思います。それらの大事なことを見失わないで、我々は前に進まなければならないと思って実感しておりますので、そんなことを申し添えておきます。

さて、２番目に移りたいと思います。ふれあい広場周辺の開発計画について、直売所の経営についてということで、基本的には直営はどうなのかなという視点からいろいろ当事者のこと、生産者のこと、聞き取りしながら考えておりますので、改めてどうせ前にも言ったことがありますのであれでしょうけど、管理委託制など、更には今度の新たに土地を求めて加工場を造るというような考えから２番と関連しますけども、例えばそういう受け皿づくり、ＮＰＯ法人とか企業組合とか一般社団法人などに、これからそのような受け皿も含めて、１年かけて１,０００万円のあれでいろいろこれから勉強したり、研究したり、調査したりしていくというわけですので、そのような考えが現時点ではどうなのか、村長さんの考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　直売所の将来の有り様ということでございますが、現時点においては、ある程度今度土地の拡張等も含めて基盤づくりをしっかりと目指したいなと。今のままでは、これは離してもうまいことにはいかない。行政の仕掛けたことでございますから、基盤をしっかりとまず作ることが先決問題である。そうして軌道に乗った段階で、経営の有り様はどうするべきかということは、その時点に考えてもらいたいと思うんです。ただひときりね、今までの過去の歴史の中で、第３セクとか、大流行の時代があったんです。こういうことでどんどんできだった。ところが、結果的には、これ全部ね、まあ全部とは言いませんが、非常に結局それが今度は足かせになった。非常に出費が多くなってしまった。だから、そういうやっぱり過去のことをよくやっぱり勉強してね、そうして、その辺は考えなくちゃならないなと。そのまた規模とか、自治体の有り様にもよります。そういうことで、やっぱりしっかりとやらないと、任せたはいいが持ち出しが多いと、そうして結果的には、結局次から次と増えていくばかりだと、こういう経過で第３セクなどというはやりが今度は逆に結局そういうのは潰していっている、こういう傾向になっているんだわね。そういうこともやっぱりしっかりとよく検証して、運営の有り様というものを考えていくべきであるなと。まあ現時点においては基盤を作ることが先決だと、そういうふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　この辺は恐らく大きな見解の相違かなと思っておりますし、私から言わせれば、先ほど例を挙げたＮＰＯ法人の東和の道の駅ふるさとか、今、行くと賑やかです。うちの直売所は寂しいです。その差は別に直営店だからそんなもんだと言うつもりはありません。何が第一か、何を目指してこの直売所を今後いろいろやっていくか、この辺が大きなあれなんで、これはここでの議論も含めて今後、大事なあれなので、今後、継続していきたいなと思っております。ただ、２番目と関連しますので、改めてこの食堂の改修、今、改めて考えているのかなと。なんか青年議会では、新しいなんか食堂などということで提案あったようですけど、加工場の整備計画、先程来の質問者も構想もなくて土地買うのか、それこそ予算計上するのかというあれもありましたけど、私からすれば、それは行政の手法の１つなので、今までいろんなそういう思いをしてきましたけども、民間企業はそんなことはしません。ちゃんと計画

書を作って、それからスタートするんだから、それが良い意味でしっかりとこう見つめながら実行する行政の良さもありますから、あえて否定はしません。でも、既にことは１年かけて１,０００万円の金でいろんな研修したり、人材育成するということであれば今、どのようなことをまず考えているのか、お伺いしたいと思います。これ財政課長でも結構ですけれども。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　６番議員さんにお答えいたします。

新しい６次化産業の拠点となる施設については、今ほど村長が申し上げたとおりでありますが、行政としては４月からは３月の補正予算にも土地の取得があがっております。基盤整備づくりについては、行政のほうでは着々と進めていきたい。併せて今、村長が申しました組織、どういう組織が良いのか。それから、産品をどうするんだとか、その産品の安全性、それからどういう加工が良いのか、あとどういうものをターゲットにして進めば良いのか、そういうあとどういう建物にしたらいいのか、そういうものについては基盤整備づくりと並行しながら、調査費も１,０００万円取っておりますので、その中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　ありがとうございました。村長さんもなんか答弁したかったようですので、改めてお聞きします。

私からの提案ですから、この調査費も含めて、この有効金を使って先々の見通し、是非官民一体のプロジェクトでも作っていただきたいと思います。私も自称企業地域活性化の一あれとして頑張ってきた人間ですから、そういう人材も含めていっぱいいます。もうずうっと勉強会しています、最近。それに向けてじゃないですけども。東京に行ったのは、そういうことです。いろんな角度から大事なときですので、是非官民一体の食堂の改修も含めて、新しい食堂も含めて、加工場の内容も含めて官民一体のプロジェクトチームを結成したいと思いますけど、村長さんの考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　今回、このタイミングというのがありますからね。大きくはボーンとこれはあそこのところをやっぱり拠点にしたいと、産業振興のね。だから、そういうことを考えておりましたが、やっぱり土地の問題等のタイミングがありまして、これ先行のような形になりますが、今度、後追いみたいな形になりますけれども、大体そういう場所にしたいなという考えは、これは議会の皆様方も執行の私らの立場も同じだと思うんです。問題は、今度これから基盤に結びつけていくわけですから、そのためには関係のやっぱり住民のいろんな知恵をいただきながら、この中身をどうするかとかね、どういうものをじゃどういうふうにするか、こういうことについては、十分に住民の意見を、もちろん議会の意見等も踏まえて完成を目指したいなというふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　ありがとうございました。３番の土地の取得という問題に移ります。要するに今回、土地の取得３００ヘクタール１枚、本来であればいっぺんに１町歩買ってほしかったなと、そのくらいの発想ほしかったなと思いますけど、いろんな予算の関係もありますからやむを得ない。問題は、そのことも含めて、将来どのようなあそこの場をどういうふうな場所を描いていくのか。加工場と今の食堂とそれだけなのか、もっと有効活用あるのか。以前にもすばらしい計画があったはずですよねいろんな。その中でも古民家の移築問題もあったはずですよね。ですから、改めてこの際、今回は一歩前進、１枚の田を取得して、でも、将来的には今から描いておくべきかなと思いますので、改めてその場合、私からすればこれがすべてではありませんけれどもエポカ、お年寄りから子どもまで非常に集える場、８億円かけて県の診療施設が撤退したために８億円が無償で建てたようですけども、すばらしい施設、あれを望むべきもありませんけれども、今回の復興基金も何もほとんどあてにならないというか、あまりこんな話をしたって仕方ないんですけども、除染の研究施設、国、県のあれを誘致するとか、それらのあるいはまたこれ異論がありますけど、大山公民館、耐震改修も含めて場所も狭い、かかる、だったらこの際思い切ってあそこに移すか、それも含めて検討するときかなと、これは地元の住民がいろいろと何か踊る練習場所、ふれあいセンターに造ってほしいというか、そんなことでなくて、言うならもっと大きなことからいろいろ今までなんかやってきています。今日ももしかしたら来るよとなどと言ってましたけども、議会おっかなくて来れないのか来ませんけど、そんな形も含めて村長さん、今の時点の私の考えに対してのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　言うなれば、あそこのところに産業振興センターという位置づけでなくして、言うなれば住民センター的な機能性を持ったようなものなども結局場所柄から考えて、そういう整備という方向付けを考えていないかということでありますが、現時点においてはやっぱりこれは相手のあることでございますから、やっぱり６次化産業、これをまず目指すと。そして、今言ったように、何回も言ってきたけれども、こういう状況になったので、あまり手間暇のかからないようなもので、農地を遊ばせてはなりません。一生懸命再生をしているわけですから、こういう汚れたことであればあるほど農魂精神が崩壊するわけでありますから、それはやっぱりちゃんと作付けするということを進める。そして、そのためには加工をする。そして、あとはそれを直売所もあるわけでありますから販売につながる。また、いろんなやっぱり販売網のそういう拡大も図っていく。そういうまずやっぱり今、先決的にはやるべきであって、そして、直売所のやっぱり充実強化にもつなげていく。あと今言ったね、後段のほうの住民センター的なね、こういうことのやっぱり位置づけもということについては、現時点においては、これはやっぱり復興の予算で考えておりますから、だから、やっぱりそういう枠付けから考えると、ちょっとやっぱりなかなかその位置づけまでは、今の時点で計画をそこに位置づけるということは、ちょっと無理なんでないかなと。とりあえず先ほど言ったようなことをあそこのところに急ぎたいと言うことに考えて

おります。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　答弁ありがとうございました。村長さん常にいわく、世の中変わればそうなるかもしれないと私は期待しております。機に敏に常に動きを適切にという形の村長さんの言葉がある限りは期待しておりますので、よろしくお願いします。

　次に移ります。道路網の整備について。県道の整備状況と今後の計画というようなことです。以前、村長さんも一緒に県北建設事務所長に一緒に現場で、特にプラント、ずうっと住吉交差点、ふれあい村民グランドまで、いろんな状況でやっぱり歩道設置。中学生の問題、歩行者の安全問題、更にはこのプラントが増えてからの交通事情、更に昨年からは富岡町を中心とした被災者の皆さん方の事情も含めて、早急にという形のお願いがありますけども、現況を見てみますとなかなか進まない。そして、村の強力な願いもあるんでしょうけど、あちこちネズミを蛇が呑んだような形の整備の仕方、これをそれはそれとして積極的な村の姿勢と当局と県の理解があるから否定しませんけれども、もっと強力にやっぱり進めて、これはという形のことを言ってほしいという意味で申しておりますので、土湯温泉線も含めて、更にこちらの石筵線も含めて現況をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　詳細については、担当課長から答弁をさせますが、実は県道本宮・土湯温泉線、これはあそこのところに６３０戸の仮設住宅できるんだ。大変な車の数だべ、大変な人がここに来るというふうな計算になるんだと。したがって、現在でもこれ危険性があるという状況で、県道でありますから県にお願いしてきた経過あるんだが、このようなことになれば災害対策絡みだべということで、だいぶそうしたことにかこつけてあちこち歯欠けみたいと言いましたが、歯欠けみたいに手を付けてもらうようになったんです。これをまたより以上加速化させるということで、今、猛烈に要望を展開をしていきます。それから県道石筵・本宮線ね、これも今度はかなりまあこれも歯欠けみたいなんですが、ただこれもやっぱりきちっと、私この間言ったんです。説明会も私自ら出ているんですから。要するにこの１９年もかかってようやく全線これうんぬんだべと。結局１６年かかって県道にした。１９年かかってこれ１９年目でこれようやく全線のうんぬんということになってきたんだべと。ぼやぼやしているとおれ死んでしまうから、だから、ちっと拍車をかけてやってくれませんかとこう言ったんですが、なお、この２線についの詳細関係ね、これらについては担当課長から答弁させます。

○議長（佐藤　悟）　建設課長。

○建設課長（菊地　健）　６番議員さんにお答えをいたしたいと思います。

　先ほどご指摘がありましたとおり、確かに蛇が蛙を呑んだような道路になってございますが、このような整備を進めてきたのは、平成１４年度からでございます。それ以前につきましても、かなり危険だということで歩道の設置を全面に要望してきたところでございますが、ちょうどこの当時から歩道の規格がだんだん狭まってきたと、

そういった部分もありました。公共事業も減ってきたと。そういうところでご提案させていただいたのが、現在の道路敷きの有効スペース、いわゆる土側溝のところにきちっと側溝を入れることによって、いわゆる逃げのスペース、これを造るということで当面やっていただければ、歩行者が安全までとはいかなくとも逃げのスペースができるであろうということで、それぞれ生活基盤事業を中心としまして、平成１４年から幅広路肩整備による歩行スペースの確保をメインに維持工事をやってきていただいております。今年度につきましては、大山の新田地内、こちらでＬ型擁壁を利用した延長約１２０メートルの幅広路肩整備、あとは三島屋さんのところから新田集落にかけてなんですが、やはり蓋かけ可変側溝を利用した延長約１００メートルの幅広路肩整備を行っているところでございます。これにつきましても、確かに歩車道ブロックがなくて、安全までとはいきませんけれども、今まで除雪等が雪が寄せられると逃げのスペースもなかったという状況から考えれば、いくらかでも逃げのスペースが確保されるといったような維持工事がなされているのかなというふうに考えております。また、冬期間の事故の多発箇所、これについては平成２３年度にやはり県のほうに強く要望をしてきたところでございますが、大橋平地内、天王地内、鳥喰地内、この３か所、これのカーブの解消ですね、見通しが利かない急なカーブ、これにつきましては２３年度に調査に入りまして、１つ大橋平地内につきましては、既に１２月２２日に地元説明会を開催しまして、おおむね地元の了解も得たということで、２４年度以降、用地を取得し、改良工事が行われる見通しとなってございます。なお、天王地内、鳥喰地内につきましては、今年度の調査を含めて来年度以降、恐らく事業に着手されるのではなかろうかというふうに考えております。なお、当初の目標であります土湯温泉線に関しての歩道設置を含めた拡幅改良につきましては、当然引き続き強く村として要望を行っていきたいというふうに考えております。

次に、県道石筵・本宮線でございますが、これにつきましては、ご承知のとおり平成２０年度に県道との機能交換を終えております。１工区福間から東町までの１,０８０メーター区間につきましては、２１年度に調査測量、実施設計を入りました。一部用地買収を経て、２２年度に全線用地買収、２３年度今年度、一部改良ということで約７００メーター発注をしたところなんですが、入札が不調におわりました。ということで、繰越事業として平成２４年度中に工事を行う。併せて２４年度の予算において改良舗装を施したいということになれば、１,０８０メーターの１工区については、２４年度でほぼ形になってくるのかなというふうに考えてございます。あと２工区につきまして、庚申から福間の間の１,１２０メーターでございます。これにつきましては先ほど村長がお話ししたとおり、２月２７日に保健センターにおいて説明会を開催いたしました。これは２３年度に調査測量ということで、庚申・福間の測量を実施してございます。かつ２月１６日には、隣接者との境界立ち会いを終えまして、線形についてほぼ同意を得たところでございます。なお、２４年度については、事業費用算定等が主になりまして、県の担当課の話によると２５年度以降、用地買収、改良舗装ということで事業が進められるようでございます。なお、２工区については、今ま

での事業の進捗からすれば、おおむね４年程度要するのではなかろうかと見てございます。なお、整備概要につきましては、総延長が約２,２００メーター、道路幅員については９メーター、これにつきましては車道幅員が３メーター、路肩が１メーター、いわゆる３メーター掛ける２、１メーター掛ける２で合計８メーター、これが舗装部分になります。保護路肩がそれぞれ両側に０.５メーター付くと、残念ながら今のところ歩道設置はございませんが、車両が通行する、歩行者も通行するには十分な幅員なのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　県道整備については、新しく就任されました議長も積極的に県の方に強い要望しているということもお聞きしておりますし、議会ともども行政ともに、これは要望していかなければならないことかなと認識しております。

(2)の生活道路の整備について、村内基幹道路はほぼ整備が終了しつつあって、最近ではこの生活道路、私どもから言わせれば戸ノ内・谷地線、プラントの駅もありますし,いろんな子どもたちの通学路でありますから、いろんな意味でプラントのすぐ周辺の住民でありますから、プラントの売上にも寄与している中で、自分たちが危険な思いという形も一部あるようですので、いち早い整備をお願いしたい観点から前に要望書も出ておりますけれども、改めて現況をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　この道路の要するに子どもたちのスクールゾーンね、また、ああ言う住宅も密集しているところである。そして、集落と集落を接続する、そういう道路でもある。そういう位置づけで優先的に考えております。ただ、今までの順位からするとね、ようやくそうまもなく事務的な順番制から言うと、まもなく着手する段階でありますから、その節には地元議員として用地の買収等については、問題なくひとつ協力をしていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　有り難いお言葉です。沿線の住民の理解を得て、要望書を提出した経過があるということだけ申し添えておきます。

４番、住宅政策と雇用の場創出について。(1)、農振除外の問題について、現況はまずどうなっているか。こちらからすると、やや今の時代、いろんな災害も含めて早くやらなきゃならないのに、遅々としてこの行政の業務は遅いなという観点から、現況の手続と許可決済の期間、解決策はあるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　農政課長。

○農政課長（鈴木幸一）　６番議員さんに農振の変更関係でございますが、現在は年３回、４月、８月、１２月それぞれ受付しております。現在の事務手続に関しましては、農振協議会で協議しまして、その後、県との事前協議、県の現地確認、その後縦覧公告期間、異議申立期間等々を勘案しますと、約４か月から５か月間かかるということで、この手続上はこのぐらいの日数が要するので、年３回の除外を行っております。この

農振除外につきましては、農地の転用の許可権限移譲時に農振の転用についても許可の移譲ということで要望したところでございますが、いわゆる農振の許可を権限移譲するのには農振法の改正を要するということで、権限移譲の対象等にはなっていない現状でございます。以上です。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　以上のようなことも私は理解しております。年に３回、４か月に１回、これじゃ遅くなるのは当たり前の話で、現場はなんかいろいろ話しましたけど、私ちょっと理解できません。ただ、いろんなこれ法的な問題ですから難しいと思います。ですけども、このような原発も含めた災害を受けた村として村長さん、このようなことの理不尽さを申し入れ、いや、これは仕方ないなと思っているのか、その辺改めてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　こういう災害を受けて、復興のためには現行法に優先してというふうなことをうたっておりますので、例えば災害のために復興に必要なこれは農振の除外なんだということになれば、これは現行法に優先して復興のためということになればね、そういう前提条件があります。したがって、ただ、大玉の場合はやっぱりそういう事業というようなことは、現時点においてはこれはないわけでありますので、やはり認可権限は県にあるわけでありますから、そうすると、要するに村では常時例えば受け付けて、県のほうに進達をしますが、県の方では今度ばんたび開いて毎月開いているわけではありませんから、結局はやっぱりここに４５日間は絶対要件で必要である。告示とか異議申立期間とかということでね。そうなると、やはりどうしても今の相当詰めて頑張ってやっているんだが、これらが結局最短距離ということに通常の場合は考えざるを得ないということであります。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　あとの２番にも出てきますけど、４号線沿線も含めて、今回の取得も含めて、そこから動き出すまでかなりの期間まだあるわけですよね。ですから、買う側からすれば、進出したい企業からすれば、やっぱりかなり早めにそれをやらないと、次々と法的な壁でぶち合ったって、だったらやめるかなとも含めて前にあったような気もしますので、その点もなかなか難しいんだなと理解しました。ところで、新たな住宅政策という観点、人口１万人定住人口増加対策という形の視点で、現在、避難者の住民の皆さんの将来の動向の視点から、新たな村営住宅の造成、あるいは常に村長さんが申しております民間企業の活力という視点で、今現時点で住宅政策どのように考えていらっしゃるのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　定住人口増加対策ね、これはやはり推し進めていかなければならない。これは、私の考え方は前にも話したとおりであります。基本的には、今まで状況によってはということで、村が直接造成したというような経過もございます。基本的には、よほどの状況の変化がない限り、これはやっぱり民間誘導型でいきたいと思う

んです。だから、民間が進出しやすいような、そして、定住人口増加対策という政策絡みでインフラ等の整備関係とか、そういうことによって大玉村に買い求めやすいような条件、こういう視点で支援をしていきたいなというふうに思っております。それから、民間の工場跡地というようなこと、（不規則発言あり）あっそうですか、このぐらいでいいかね。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　あちこちまたがって質問して申し訳ありません。いずれしましても、そのような今現時点での大きな課題は、住宅政策も含めて人口増を考えていかなければならないんだなという点では一致していると思います。

　さて、２番目の民間工場跡地の活用策について。現在いろんな噂があります。プラント北側にうんぬん、あるいはまた某企業がスズラン利用化などにどうのこうの。その実態をまずお伺いしたいと思っていますし、進出企業の動向や、あるいはまた最後に誘導策があるのかどうか、その辺を含めてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　これ話はあります。ただ、まだ具体的に計画どのくらいどういうふうに進むか、あと具体的に進出する企業がどういうふうに結局考えているのか、こういうことがあがってきて、では、行政としてどういう分野でもってどういうふうな関わりを持てるのか。あるいは支援できるのか、事務的な面とかでね。まだその段階には今のところ至っておりません。ただ、話があって、そして、そういうことでもって今、進んでいると。これは純然たる民間の民活力であるということであります。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　残念ながらこのまだ公開の段階ではないということです。いずれにしましても、うまく成功しますように我々としては期待して見守りたいと思います。

　さて、前にも言いましたけれども、誘致活動専門員の設置、俗に言う営業マン、単なる企業誘致の専門員でなくて、村特産品の販促や観光ＰＲなどの村全般の営業を兼ねるような、こういう時代ですから臨時職員を採用して、そういう専門家も含めて採用して是非ともこの、なかなか難しいです、今、企業誘致は。こういう実態ですから。ましてや海外に進出するような企業が多い実態ですから、それはそれとしてやっぱり頑張らなきゃ誘致などといったって、後で申し上げますが、整備もありますけども、そういうふうなこの際、国の金を利用して災害対策のあれを利用して、そういう専門員を活用する考えがあるかどうか、改めて村長さんにお伺いします。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　大玉村の要するに物産等のＰＲの専門員というようなことであろうと思いますが、企業誘致も含めてね、そういう専門ということでありますが、これは今はもうそれぞれ分掌規定に基づいてそれぞれの係があるわけでありますが、こういうやっぱり所管の諸係の力を十分発揮しやすいような環境を促すということは、これ絶対条件であります。いくら優秀な人間を雇っても力を発揮できるかというと、やっぱりこれは既存の係がその気にならなければうまいことはいかないんです。だから、

今の分掌規定に基づく係に喚起を促すと。より以上そういうふうな方向で頑張ってくれるような、そういう喚起を促す。そして、そういう上に立って、より専門的な、そういう方がいたほうが良いなというようなこと、これからはやっぱり大きく一歩も二歩も踏み出していくという、こういう視点に立って、そういうプロフェッショナルが必要だなと、プロが必要だなというようなことになれば、これはやっぱり十分今後の人事採用等については考えていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　ありがとうございます。プロでなくとも、そういう経験のある方のそういうＯＢ、村内も含めて、そういう方も含めて考えていただければなお有り難いと思っております。

　１つですね、住宅地ゾーンの設定、先ほどに戻りますけど、見直しがこれあるんでしょうか。平成６年に大玉村土地利用計画検討委員会、今回も土地利用計画できましたけど、なんかあのできた住宅地ゾーンがそのままになっているなという気がします。更に、４号線沿線の土地利用計画、沿道でいろいろなあの当時の図面もありますし、ここに持っていますけども、進出企業のやっぱり規制があるわけですよね。沿道なんとか産業と言って、呼ばっても来れない、それも含めてこの際、規制を外すような要望も含めて、この２点見直しが現在なされようとしているのか、全然それは手付かずなのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　６番議員さんにお答えいたします。

　住宅地ゾーンの見直しについては、現段階ではまだ考えておりませんが、今後、必要に応じては柔軟に対応していきたいと思います。

　それから、４号沿線については、企業立地促進法関係でいろんな業種の制限がございますが、制限を超えて例えばプラント５等については実現するということもありますので、制限は制限としながらも、それ以外の業種についてもいくらでもあそこに立地できるような形で弾力的に併せて対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　ありがとうございました。弾力的なという言葉が出てきました。この後の質問にも出てきますけど、いずれにしましても、次に移りたいと思います。

　追加質問で村政執行基本方針から総務課あてに職員の資質向上策についてと質問しておきました。今日の質問者の中にもかなり厳しい指摘がありましたけど、私も全く同感です。いずれにしましても、村長一生懸命頑張っております。うちを守るのは副村長の役目です。いろんな意味でもっとやっぱりもっと職員が生き生きとして、目を輝かして頑張ってほしいなと思う１人ですので、そういう点からすれば頑張っております。でも、物足りません。それは何なのか、もう少し掘り下げていきたいと思いますけど、時間が限られております。そこのところで、まず、前にありましたその庁内会議、あるいは企画提案のこのシステム、更に評価制度などいろいろ出てきますけど、何がどうなのか我々には伝えられないし、分かりません。飯舘村では、村民通信簿な

どと付けて、働きぶりの我々議会も含めてそうですけども、評価されたことも私が見ております。緊張感という意識を持って事に当たる、この点から今、そういうシステム的なことはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　総務課長。

○総務課長（菅野卓也）　６番議員さんにお答え申し上げます。

　提案の関係でございますが、これは平成１７年に改定をしておりますが、村の人材育成基本方針、これが庁内のほうの職員のための中でございます。その中の特に具体的に人材育成を進めるための方法ということで、ひとつ自己啓発というタイトルで、従来は職員に柔軟な対応といいますか、組織的な対応をしてこなかったという、それまでの経過がございまして、この時点において、あくまでもそういう自発性を尊重するということで、自己啓発に組織的に取り組むと、そういう環境づくりを進めるということで、そういう視点から職員の提言制度、これはかなり村長さんのほうからの意向もあったんですけども、そういったものを確立しようと進めた経過はございます。ただ、最近、こういう人事管理の中でかなり定数も減ってきたと。そういう意味ではかなり当時の条件とは変わってきていると。必ずしもそういう提案が、たぶん村長さんのほうにはゼロではないと思います。提言は出ていると思いますが、一時はそういうものを全体で評価をして、そういう職員をこういう職員もいるんだよということで、それを評価するシステムもございましたが、ただ、それがすべてではありませんので、むしろ今やってる仕事、そういうものに対して責任をもって自覚を持っていただくと、そういう取り組みが必要ではないかということで、具体的には今、機能はゼロではございませんが、制度的には残してございます。以上です。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　前の組織付け、いろんな意識付け、動機付けも改めてこの際ですから見直しして、新たな発想で事に取り組んでおきたいという要望をしておきます。

　企財のほうにあげておきました震災、原発事故からの早期復興うんぬん、これは文言がどのような考えでこんなものが出てきたかということですので、改めて先ほど弾力的なという言葉が出てきましたけどね、そんなことでお願いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　６番議員さんにお答えします。

　まず、企画財政課関係としましては、引き続き健全な財政運営を図るんだということを第一に掲げております。ただ、今回のこの原発事故関連につきましては、財政健全化は当然大事でありますが、必要に応じては集中して公金を投資しながら、住民の安全、安心を図るというような場合も想定されると思います。そういう場合については、一時的な例えば財政指数の悪化等にとらわれることなく、思い切った公金の投入によって、安心、安全な生活を早期取り戻すための施策を展開していくというような意味で、今回こういうような文言を使いました。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　村長さん、同じような考えで今後、いろんな意味で弾力的な運営

が必要だと思いますけど、機に敏にその辺の考えをもう１回改めてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　村長。

○村長（浅和定次）　こういう事故が起きてしまった。ここで生き抜いていかなければならない。そのための要するに復興、再生の諸施策はということでございますが、これは今までの質問者にもそれぞれ答弁をしてきました。第一には、これは除染取り組みが大事だべと。それから、なんのかんの言ったって、これは今の賠償関係ね、こういうものの取り組み、それを自治体が前面にいよいよ出なくちゃならない。もう１年になんなんとしているんだと、こういうことも申し上げました。そして、大切な健康、今、村内の避難、私、先ほど決済をしました。そしたら、全部で１７世帯になったんですね。１７世帯の６０人なんです。こういうやっぱり、それはそれで良いと思います。私は、こういう対応をしてきたということは、後で悔いが残ったのではこれ困りますからね。そういう状況。こういう住民のやっぱり安心して安全な生活が確保できる、こういう取り組み。これねやっぱりしっかりとやっていかなくちゃならない。先ほど言ったように、現実を知り、今急ぎ何をやらなくちゃならんか。そして、明日、未来のために何を成すべきなのか。それが、これから復興計画とか、こういうのが１００％とはいかないけれども、こういうことを弾力的にいろいろ計画は変わる面もありますが、やはりその辺は機に敏しょうに状況把握なり、そして、実態を把握なりして一歩一歩やはり進めていくと。これが非常に大切な今、行政自治体としての問われていることであるなというふうに思っております。

○議長（佐藤　悟）　６番。

○６番（佐々木市夫）　最後に、私のまとめの文書を読みたいと思います。作文を読みたいと思います。時間がある限り読みます。

３月１１日、未曾有の大震災、更には追い打ちをかけるように東京電力福島第一原資力発電所の原発事故、今や福島は世界的に有名になりました。あれから早１年が過ぎようとしております。甚大な被害で失ったものは、あまりにも多くて重い。しかし、その苦難の中から新たな体験で得たものも多く、また、得られたものも大きく、また、貴重なものと考えます。正に我々に課せられた大きな課題は、将来の世代に何を残せるか、そのことが問われています。今日の朝４時からＮＨＫ明日への言葉で、宮城県の被災地での医師の活動が語られました。笹原政美さん、６４歳のお医者さんです。彼は三陸町で震災、津波で被災し、診療所を津波にさらわれ、着の身着のままで避難所での診療生活。その後、２０キロ離れました町民の多くが避難しております登米町で診療活動をしておりました。一念発起して昨年の１２月に診療所を開設。苦難の中での診療、患者さんの接し方から多くのことを学んだ結果の決断と言います。ややもすると高い目線から患者を医療することの大切さを知り、震災から気づかされ、命を預かる人の原点に立ち返ることができたと語っております。作家の五木寛之さんが最近の著書で語っております。崩れゆく社会日本、このままでいくと将来の日本は非常に危険、危うくなるとの警鐘であります。時間がありません。今までの意味とまった

く異なる大きな歴史の転換期にある中、いわゆる平成の維新と言われる今日、失いかけたきずなの大切さ、限られた資源の有効活用、グローバル化かローカル化なのか、そして、価値観の見直し、発想の転換など、突きつけられた方はあまりにも多いと考えます。大玉村発展の何より優先し、獅子奮迅の活動を続ける村長に改めて敬意を表するとともに、尊敬するものでありますが、ここは一服立ち止まって考える余裕を持つ勇気が必要かと考えます。一人ひとりの村民に寄り添い、職員の力を信じて、より以上の実力を発揮させることを。

○議長（佐藤　悟）　以上で６番の質問を終わります。打ち切ります。

○６番（佐々木市夫）　ありがとうございました。

○議長（佐藤　悟）　以上で６番佐々木市夫君の一般質問を打ち切ります。

これで一般質問は全部終わりました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　ここで暫時休議いたします。再開は午後３時００分といたします。

（午後２時４５分）

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　再開いたします。（午後３時００分）

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第２、議案第５号「大玉村暴力団排除条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。

８番。

○８番（遠藤文一）　この目的のところで、村民に村民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与えと、あるいは村民の人権を侵している状況に鑑みということでありますが、こういう実態があったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　住民生活課長。

○住民生活課長（菊地平一郎）　お答えいたします。

具体的に暴力団が村民に影響を与えているというような実態を把握しているわけではありませんが、一般的な暴力団の脅威、そういったものを表現したというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　８番。

○８番（遠藤文一）　よそのものをちょっと参考に見たんですが、このこういうような書き出しとか目的の中に、さも現在、村民が被害にあっているというような表現の仕方はしていない。だから、条例としては、こういう表現の仕方はどうかなというふうに思っています。これは十分に考えていただきたいと思います。

それから、中ほどに(6)少年とあります。これ２０歳未満というふうになっております。この提案するに当たっては、恐らく少年法から持ってきてこうなのかなというふうには思いますが、よそのほうを見てみますと、満１８歳以下というふうな定義付けをしております。なぜ私もそれを２０歳じゃなくて１８歳のほうが良いのかなとい

うふうに思ったのは、要するにここに第１６条で少年に対する教育というふうになっています。少年というのはここでとらえておりますが、ここでとらえているのは中学生を対象とした少年をここでとらえております。であるならば、中学生以上はどうなんだと、こういうことになりますが、この条例では見つかっておりません。すなわち私が言いたいのは、１８歳以上であれば、村民等の責務というところで、きちっと対応してしかるべきだろうというふうに思っておりますので、この少年の２０歳未満というのはいかがなものかなというふうに思っての発言であります。

それから基本理念、これ資金を提供しない、暴力団を利用しない、それから暴力団を恐れないというふうになってございますが、これに交際しないというのも加条されているところもあります。ですから、こういうことのこの中で交際しないというのも付け加えても良いのではないのかなということからの質問であります。それぞれお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　住民生活課長。

○住民生活課長（菊地平一郎）　まず、最初の質問でございますが、なぜその少年というのが２０歳以上なのかというようなご質問でございますけれども、少年というものについては、通常１８歳というような使われ方がしておるわけですけれども、暴力団に加入したり、暴力団の被害に遭わないようにするための教育等ということで、一応２０歳未満は未成年というようなことで、県の条例においても２０歳未満のものを少年というような扱いにしておりますので、村においても県同様２０歳未満を少年というふうに規定いたしました。

それから、基本理念の中で、交際についても入れるべきではないかというふうにの質問でございますけれども、確かに交際についても加筆されてもよいのかなというよう気はしていますが、この理念の中では、あえて交際までは含まれてはないということでございます。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。５番。

○５番（鈴木宇一）　この暴対法の条例でございますが、第２条の(3)なんでございますが、暴力団員等という等がございます。これが団員でなくなった日から５年を経過しない者。いわゆる予備的な暴力団員というふうな見方かなと思います。それで、第９条関係でございますが、この裏ですね、村は事業所及び暴力団追放推進センターその他の団体と連携して、暴力団からの離脱の促進及び社会経済活動への参加の援助をするため就労の支援ということで考えていると。これは大切なことなんですね。やっぱり団員を抜け出して、仕事に就かないとまた戻っちゃうというような経過があろうかと思います。これは非常に大事なことなんですが、やはり５年間ですね、この野放ししておくということの中で、どういう結果になるかということなんですね。やっぱりまた戻っちゃうんじゃないかなと。これは警察署いろいろ排除組織の団体と協議をして、こういう条例を作ったんだろうというふうには思っておりますが、この辺の関係について、どういう中身で議論されてこうなったいきさつですね、分かればお教えを願いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　住民生活課長。

○住民生活課長（菊地平一郎）　お答えいたします。

第９条で暴力団からの離脱というようなことがございますけれども、就労支援等については、県においても、あるいは南達暴力団排除推進協議会というのがございますけれども、今まで民間の事業主が就労支援というような形で取り組みがされております。そういう中で、行政についても、そういった取り組みがあっても良いのではないかというような見地からあえて規定したものというふうに理解しております。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。９番。

○９番（佐原吉太郎）　１１条関係なんですが、暴力団のこれ排除のための活動ということで保護され、その取り組む人に対しては安全だということだと思うんですが、まず、私お聞きしたいのは、例えばこの次１３条ですか、それぞれ建設関係とかにやくざと分かってたら誰もこれ、もちろんその時点でＮＯなんだが、なかなかやくざって分からないのが実態なんですよね。そして、中に潜り込むんですよ。例えばじゃ大玉村で例えば建設業界やっている方で、まあそういうことないと思うんですが、そういう中に家族としてやくざとかなんか登録した正規のやくざがいたとか、その人がすべてではないけれど、そういう例えば大玉村でそういった事例はありますか。例えばそういった入札業者が家族にそういうのをあって、それにつながるということはないと思うが、そういう大玉村に実態としてあるかどうか確認しているかどうかひとつお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　住民生活課長。

○住民生活課長（菊地平一郎）　９番議員さんにお答えいたします。

暴力団関係者というのは、大玉村にも数名いるというような情報はいただいておりますけれども、それが誰かというようなことまでは認知しておりません。なお、その建設工事等、そういったものに関わってきた例というのは、私のほうではちょっと把握しておりませんけれども、何かそういったトラブルがあった場合、こういうトラブルがあったという通報をいただければ、警察署のほうで把握している範囲内で情報をいただけるというようなことになっております。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第５号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　◇　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第３、議案第６号「災害対策基金条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。

１１番。

○１１番（遠藤義夫）　この基金条例は、東日本大震災になって初めてできたんだと思いますが、あの震災によってだいぶいろいろ被災地というか避難所ね、だいぶ困った事態がありました。この中で、それを教訓にして非常時の食料、あるいはまた資材、機材などを備蓄するような関係だと思いますが、その中で東京あたりとちょっと違うのは、食料に対しては、この辺は田舎だということで炊き出しなどというのはすぐできるような状態があるので、そこに重きを置くよりも、あの時点で感じたことは、夜になった場合、燃料不足、そういうような関係になると、燃料の備蓄はどうなるのか。これは消防法だのいろいろ関係あるんだけど、あの時点では発電機を回したりなんかで一番重要な部分があったのではないかと思いますので、その辺はどうなっているのか。

あともう１点は、この条例公布となっているんですが、公布の日から施行するとなっているが、これ条例可決して初めてなる部分なのか、また、備蓄倉庫が施工されて、初めてできるのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　１１番議員さんにお答えいたします。

今回の備蓄倉庫については、主に非常用食料であるとか、防災資機材等を中心に品揃えを考えておりますが、燃料関係につきましては、消防法の危険物、あるいは少量危険物というようなこともございますので、なかなか難しいのかなというふうな現時点では考えております。ただ、この防災備蓄倉庫のほうには、再生可能エネルギー関係での太陽光発電の備蓄電気、備蓄の蓄電設備を用意しております。そういう形で急場をしのいでいきながら、燃料等の確保に当たっていきたいというふうに考えております。

それから、基金条例自体は、公布の日から施行すると。実際の運用については、大山の屯所にも備蓄倉庫一部ありますけども、実際には４月、５月ころに完成予定の備蓄倉庫が完成して、初めて名実ともにオープンというような形になるかと思いますが、条例上は、公布の日から施行するというような形で、基金の積立はその時点で開始していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。８番。

○８番（遠藤文一）　この基金については、基金条例で運用するとしても、この基金から

備蓄品としてそれぞれ資材等々になった場合の運用というのは、どういう方法で、あるいは要綱等とかでやっていくのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員にお答えいたします。

基金を積み立てて、基金を取り崩して一般会計の予算で支出、例えば備品購入であるとか、食糧費であるとかは一般会計予算を通じて購入をしていきます。そのものについて、例えば防災訓練で消費した、新しい更新をしたいという場合についても、改めて一般会計予算でそこに計上しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。８番。

○８番（遠藤文一）　だから、金はここでこうなってるのこれ見れば分かるの。だから、この基金で品物をしちゃったものの運用はどこでどうするんですかと、こういうことなんです。

○議長（佐藤　悟）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男）　８番議員さんにお答えいたします。

運用については、防災担当のほうの所管の中で適宜適正に運用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第６号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第４、議案第７号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第５、議案第８号「大玉村特別会計条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第６、議案第９号「大玉村税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第７、議案第１０号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。

８番。

○８番（遠藤文一）　この改正は、３月までさかのぼるようでありますが、これに該当する方、あるいは金額的にあるとすればお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤　悟）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（武田孝一）　８番さんにお答えいたします。

この改正条例のいわゆる死亡者に係る同居している兄弟、姉妹というのは、該当はありません。金額につきましては、法律によって今回の災害については５００万円。財源的には国２分の１、県４分の１、市町村４分の１というふうになってございます。

○議長（佐藤　悟）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　日程第８、議案第１１号「大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤　悟）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（佐藤　悟）　以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後３時１９分）